

都	政	へ	の	令和6年度 年次報告			
提	言	意	見	要	望	等	の
状	況						

目 次

I	令和6年度 都政への提言、意見、要望等の状況	
1	都民の声総合窓口及び各局都民の声窓口の受付件数（経年推移）	1
2	「都民の声」の公表事例件数（経年推移）	2
II	令和6年度 都民の声総合窓口における都政への提言、意見、要望等の状況	
1	概要	3
	（1）区分別受付件数	
	（2）経路別件数	
	（3）行政分類別件数	
	（4）行政分類別上位10位の提言、意見、要望等	
2	都民の声総合窓口に寄せられた提言、意見、要望等の主な事例	6
	（1）行政一般	6
	○都庁の授乳室について	
	○東京都職員の研修について	
	○都税に関する委任状の安全性について	
	○選挙の投票について	
	○都民提案について	
	○公衆Wi-Fiの整備について	
	○スマートフォン教室の開催について	
	○警備員の対応について	
	○職員の対応について	
	○都庁舎の航空障害灯について	
	○職員の対応について	
	○職員の対応について	
	（2）安全	13
	○消防車のサイレン音について	
	○#7119について	
	○感震ブレーカーとマンションにおける災害への備えについて	
	○境界地域の#7119	
	○痴漢被害のない社会を目指して	
	（3）産業・労働	18
	○東京都飲食店バリアフリーガイドについて	
	○都内アンテナショップスタンプラリーについて	
	○花粉の飛散と対処法	
	○女性活躍推進度診断ツールの案内について	
	（4）くらし	21
	○銭湯の支援について	
	○若者の相談・支援対策について	
	（5）環境	23
	○熱と電気の有効利用促進事業について	
	○フォーミュラE東京大会の開催について	
	○ヒートアイランド対策について	
	○東京都の水素社会実現に向けた政策について	
	○プラスチックのリサイクルについて	

○リチウムイオン電池等の捨て方について	
(6) 福祉・衛生・健康・医療	28
○卵子凍結に係る費用助成について	
○補助犬への理解促進について	
○島しょ地域の医療の充実について	
○民生委員について	
○高齢社会における人材育成について	
○元気高齢者を目指して	
○パパの育児休業制度について	
○感染症に対する注意喚起について	
○ペットと暮らす心構えをするために	
○東京都こどもセーフティプロジェクトについて	
(7) 都市基盤・まちづくり	36
○都営浅草線高輪台駅のエレベーターについて	
○都営バス乗務員の対応について	
○マンホールの蓋について	
○東京物流ビズの推進に当たって	
○都道413号（代々木公園通り）の整備について	
○外国人観光客による公共交通機関でのマナーについて	
○宅地建物取引業の免許更新について	
○木造住宅密集地域（木密地域）の再開発について	
○動物園等の障害者手帳利用方法について	
○都営バスのスマートフォンアプリについて	
○動物園の暑さ対策について	
○給水スポットの設置について	
○環状八号線（環八）渋滞緩和に向けた東京外かく環状道路整備について	
○東京都の豪雨対策について	
○船舶の活用について	
○東京臨海広域防災公園のガーデンについて	
○レインボーブリッジの歩道に設置されている写真について	
○都営バスなどの公共交通機関の維持について	
○空き家に関する支援について	
○災害時の水の供給について	
(8) 教育・文化	50
○教育相談センターの相談員の対応について	
○都立図書館について	
○ヘブンアーティストについて	
(9) スポーツ	51
○デフリンピックへの小・中学生の参加について	
○東京都障害者スポーツセンターでの災害時対策について	
○文字による情報保障の充実を～デフリンピックに向けて～	
III 令和6年度 各局都民の声窓口における都政への提言、意見、要望等の状況	
1 概要	54
(1) 区別受付件数	
(2) 局別受付件数	
2 各局都民の声窓口寄せられた提言、意見、要望等	55

【子供政策連携室】	55
【財務局】	56
【デジタルサービス局】	57
【主税局】	57
【生活文化スポーツ局】	59
【住宅政策本部】	62
【環境局】	62
【福祉局】	63
【保健医療局】	65
【産業労働局】	66
【中央卸売市場】	67
【建設局】	69
【港湾局】	70
【東京消防庁】	72
【交通局】	73
【水道局】	76
【下水道局】	77
【教育庁】	79
【選挙管理委員会事務局】	81

※ 本文中の表やグラフに特に記載のない限り、単位は「件」です。

※ 令和6年度分の報告書となりますが、特に記載のない限り、【対応】【取組】【説明】は令和7年8月1日時点での状況を反映させた記述となります。

※ 局名等は令和6年度当時のものがあります。

I 令和6年度 都政への提言、意見、要望等の状況

「都民の声」制度の概要

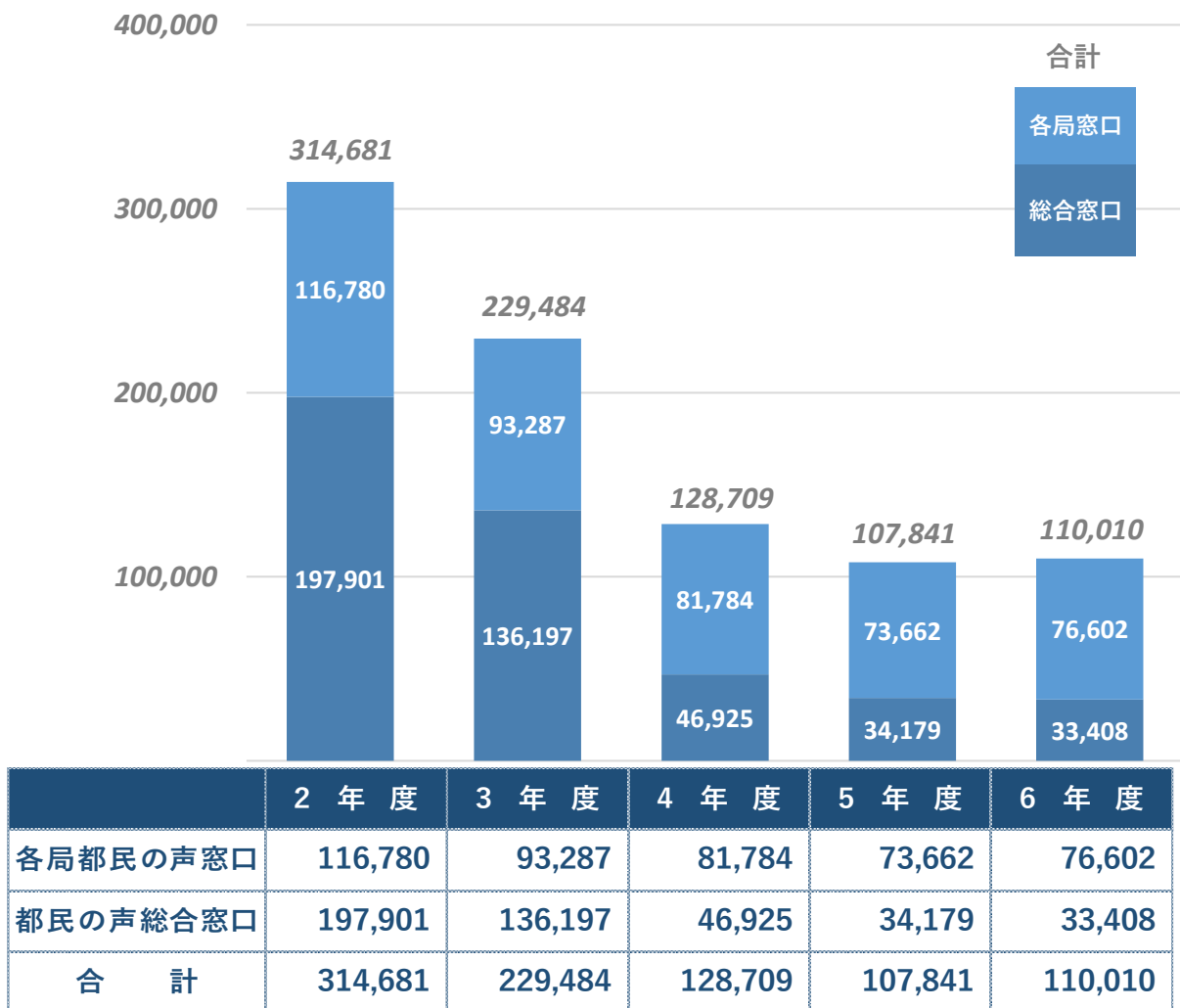
東京都は、政策企画局に「都民の声総合窓口」、また各局に「都民の声窓口」を設置しています。都民の皆さまから寄せられる様々な提言、意見、要望等は、各局において対応し所管事業の参考としています。

1 都民の声総合窓口及び各局都民の声窓口の受付件数（経年推移）

それぞれの窓口の受付件数の推移は次のとおりです。

令和6年度に都民の声総合窓口寄せられた件数は約3万3千件で、前年度より約1千件、約2%減少しました。各局都民の声窓口寄せられた件数を合わせると、受付件数の合計は約11万件であり、前年度より約2千件、約2%増加しました。

都民の声総合窓口及び各局都民の声窓口の受付件数



2 「都民の声」の公表事例件数（経年推移）

都は、平成28年10月に「情報公開ポータルサイト」を開設して、都民の声総合窓口と各局都民の声窓口において、毎月、「都民の声」の受付件数及び主な対応事例を公表しています。これまでの件数の推移は、下表のとおりです。

東京都総合ホームページ「情報公開ポータルサイト」の「各局へ寄せられた声」にて紹介しておりますので、御覧ください。

Link [各局へ寄せられた声 ～情報公開ポータル](#)

今後とも都民から寄せられる様々な声に適切に対応し、都民の声を施策に反映するとともに、対応状況の情報公開を引き続き実施していきます。

各年度で公表した窓口別の「都民の声」事例件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各局都民の声窓口	440	397	334	319	284
都民の声総合窓口	153	119	112	91	66
合 計	593	516	446	410	350

II 令和6年度 都民の声総合窓口における都政への提言、意見、要望等の状況

1 概要

都民の声総合窓口の令和6年度受付件数33,408件の詳細については、以下のとおりです。

(1) 区分別受付件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提言・意見	185,562	125,002	35,180	23,410	23,944
苦情	858	725	499	760	318
要望	715	162	276	223	365
相談 [※] ・問合せ	2,772	2,367	1,961	1,758	2,159
その他	7,994	7,941	9,009	8,028	6,622
合計	197,901	136,197	46,925	34,179	33,408

▶ 区分の定義

- 提言** 新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。
- 意見** 施策や職員への激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否を含むもの。
- 苦情** 施策の実施又は未実施等に伴う不都合や職員対応の不满を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望** 新たな施策の実施や既存の施策の改善を求めるもの。改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談[※]** 困りごとについて判断の指針や助言、又はそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。
- 問合せ** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。
- その他** 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情、要望、提言、意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※令和4年度から都民の声総合窓口では相談業務は行っていません。

(2) 経路別件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
メール	155,803	102,967	29,768 (536) [※]	22,207 (1,838) [※]	21,127 (1,234) [※]
ファクシミリ	3,054	2,304	940	591	550
郵送	1,369	1,007	803	623	660
電話	37,561	29,801	15,236	10,604	10,917
来訪等(文書含)	114	118	178	154	154
合計	197,901	136,197	46,925	34,179	33,408

※：LINE専用メールフォームの件数、内数

(3) 行政分類別件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事（知事への声）	32,575	31,627	3,983	2,292	4,214
行政一般	3,431	2,220	3,619	1,849	2,266
行財政	1,003	580	2,230	589	630
広報・広聴・情報公開	1,292	586	394	411	433
庁舎管理・利用案内	294	146	188	189	197
職員（任用・その他）	446	456	527	481	381
職員（接遇・感謝）	144	219	183	108	209
都市外交	48	135	66	30	35
選挙	204	98	31	41	381
安全	73,756	34,721	3,802	2,334	2,234
治安・防犯	713	568	641	1,003	973
交通安全	653	423	435	581	818
防火・防災	72,390	33,730	2,726	750	443
産業・労働	9,761	6,777	3,435	1,044	1,425
産業	6,718	5,303	2,296	372	348
労働	1,769	1,310	349	300	415
観光	1,274	164	790	372	662
くらし	1,087	736	736	955	1,089
消費生活	246	118	174	183	150
男女平等	124	57	133	82	67
地域活動・法人・旅券	152	60	187	222	225
若者育成支援	43	41	63	120	88
人権	164	131	179	348	559
生活一般	358	329	0	0	0
環境	779	730	3,366	1,182	1,310
自然環境	117	67	279	201	168
公害	301	207	127	185	357
廃棄物対策	169	101	130	133	156
気候変動・エネルギー	192	355	2,830	663	629
福祉・衛生・健康・医療	48,542	21,445	10,818	5,414	4,765
高齢者	186	178	192	289	377
障害者	268	257	344	518	457
子供・子育て	923	771	2,778	1,615	1,455
福祉全般	869	604	1,299	1,037	891
衛生・健康	45,156	18,630	5,639	1,390	753
医療	1,140	1,005	566	565	832
都市基盤・まちづくり	6,483	4,907	4,461	5,055	6,132
都市計画等	317	668	1,042	1,054	490
公園・墓地・河川	2,485	2,090	1,180	1,205	1,821
水道・下水道	398	190	261	408	576
道路・交通・港湾・空港	2,418	1,377	1,318	1,363	2,018
住宅・土地	846	567	651	991	1,161
基地問題	19	15	9	34	66
教育・文化	8,536	7,322	2,758	5,259	2,615
学校・都立大学・私学	8,158	7,118	2,632	5,165	2,520
生涯学習	103	46	39	9	22
文化	275	158	87	85	73
スポーツ	3,929	15,943	294	176	172
オリンピック・パラリンピック	3,714	15,587	149	0	0
スポーツ	215	356	145	176	172
その他（他機関等）	9,022	9,769	9,653	8,619	7,186
合計	197,901	136,197	46,925	34,179	33,408

※「生活一般」は一般相談において使用されていた行政分類です。

令和4年度から都民の声総合窓口では一般相談が行われていないため、計上されていません。

(4) 行政中分類別上位10位の提言、意見、要望等

令和6年度に都民の声総合窓口で受け付けた提言、意見、要望等のうち、行政分類(中分類)別件数の上位10位までの主な内容は以下のとおりです。

なお、メール、ファクシミリ、郵送や電話等により都民の声総合窓口へ直接寄せられた提言、意見、要望等の主な状況を取りまとめたものであり、都民の世論を調査・集計したものではありません。

	行政中分類	件数	主な内容
1	学校・都立大学・私学	2,520	授業料無償化、学校施設
2	道路・交通・港湾・空港	2,018	都道の管理、都営バス・地下鉄
3	公園・墓地・河川	1,821	都立公園の管理
4	子供・子育て	1,455	無痛分娩費用の助成、子供・子育て支援
5	住宅・土地	1,161	都営住宅
6	治安・防犯	973	歌舞伎町界隈の諸問題
7	福祉全般	891	物価高騰対策臨時くらし応援事業
8	医療	832	病院への意見
9	交通安全	818	自転車走行ルール
10	衛生・健康	753	感染症対策、受動喫煙

2 都民の声総合窓口寄せられた提言、意見、要望等の主な事例

令和6年度「都政への提言、意見、要望等の状況」月例報告に掲載した事例のうち、主な事例65件について、対応状況を含め紹介します。

- ※ 事例タイトルの**令和〇年〇月**は、月例報告の掲載年月です。
- ※ **【対応】**は、当該案件の申出者への対応状況など
- 【取組】**は、事業所管部署の取組状況など
- 【説明】**は、当該案件についての事情や解説など
- ※ 対応等の状況については、月例報告掲載時から更新している事例があります。

(1) 行政一般

都庁の授乳室について 令和6年4月

現在9か月の子供の育児をしています。都や区のすばらしいサポートをいただき日々楽しく過ごしています。さて、週末に都庁の展望室に遊びに行った際に、授乳室がなく困りました。地下1階の授乳室は平日のみ空いているようです。週末も展望室を解放されているのであれば、授乳室や子供たちに優しい場所を設けていただければ幸いです。

【取組】

このたびは、展望室にお越しの際に御不便をお掛けして申し訳ありませんでした。展望室御利用時においては、お困りのことがございましたら御遠慮なく最寄りの係員にお伝えください。授乳室について御相談をいただけましたら、係員から授乳できる場所を御案内させていただきます。

また、都民広場地下1階の授乳室（赤ちゃん・ふらっと）につきましては、土・日・祝日も含め、より御利用いただきやすくなるよう利用時間を次のとおり拡大いたしました。

（利用時間）

平日	8時00分～21時45分
土曜日・祝日	10時30分～21時45分
日曜日	8時00分～21時45分

あわせて、来庁者の皆さま等へのお知らせについても、財務局ホームページ『都庁舎のお知らせ』→『都庁舎見学や利用』→『東京都庁見学のご案内』→『見学場所』の「授乳用設備」のページに、土・日・祝日でも御利用できる旨の案内を掲載する等、利便性の向上に努めて参ります。

Link [見学場所の授乳用設備](#)

(財務局)

東京都職員の研修について 令和6年4月

毎年テレコムセンターで実施しているかと思いますが、参加している新入職員の方の共有エリアでの声がうるさすぎます。喋るなというわけではありませんが、他のテナントの方もいるので大声で話したり喋ったり騒がしくするのはいかがなものかと思っています。もっと周りへの配慮をしていただきたいです。

【取組】

このたびは、貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。また、テレコムセンタービル内での職員の行動により、御迷惑をお掛けしましたことをおわびいたします。

今回の御指摘を真摯に受け止め、研修やガイダンス等の機会を通じて注意喚起を行うとともに、今後とも、公務員としての自覚を持って行動することについて周知徹底を図って参りますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(総務局)

都税に関する委任状の安全性について 令和6年5月

都税に関する証明等を申請する際の委任状について、印鑑捺印・自署が不要になりました。安全性が守られるのか不安です。

【取組】

このたびは、都税に関する証明等を申請する際の委任状の取扱いについて御意見をいただき、ありがとうございます。

都は、慣習的に求めてきた押印について原則廃止するなど「はんこレス」の取組を進めてきております。都税に関する証明等の申請における委任状については、納税者の皆さまの負担を一層軽減するため、令和6年4月1日から押印・署名を廃止いたしました。

証明等の発行に当たっては、偽造された委任状に基づき発行がなされないよう、代理人の本人確認書類等の提示又は提出を求めるとともに、必要に応じて口頭質問や委任者への電話確認等を行っております。本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆さまの個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。

今後とも、都の税務行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [都税に関する証明等申請時の「本人確認」方法について](#)

(主税局)

選挙の投票について 令和6年7月

私の母は施設に入っています。今回の都知事選挙で投票したいとの希望があり付添いで行って来ました。施設では医療機関の付添いはしてくれるのですが、選挙の付添いは身内の人をお願いしますとのことでした。その時、投票に行きたくても行けない人がいるのではないかとすることに気が付きました。こうした人たちのために選挙時にマイクロバスを出す、日にちを決めて臨時の投票バスを出すなどの対応を考えてほしいです。

【取組】

このたびは、投票に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日に自ら投票所へ行って投票することができない方が、投票日の前でも投票することができる制度として不在者投票制度がございます。これにより、都道府県選挙管理委員会が指定する病院や施設等に入院・入所している選挙人は、当該施設内で投票することができます。

御家族が入所されている施設が指定施設である場合、施設の方に不在者投票を申し出ていただければ、不在者投票管理者（病院長、施設長等）の管理の下、その施設で投票することができます。

指定施設でない場合、指定されるためには一定の要件が必要になりますが、施設の担当者に対し、その施設が所在する区市町村の選挙管理委員会に相談するよう要望していただければと存じます。引き続き、適正な選挙の執行に御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。

（選挙管理委員会事務局）

都民提案について 令和6年9月

LINEの情報により都民投票の事を知りました。それほど政治に興味はなかったのですが、自分の関心のあることや必要だと思うことをダイレクトに選択できました。直接関心があることに投票し都政に反映できるのなら、政治に対して当事者意識が出てくると思います。

都民参加型のこのような制度は大賛成です。

【対応】

このたびは、都民投票について御意見をいただき、ありがとうございます。

都は、従来の発想に捉われない新たな視点から都政の喫緊の課題を解決することを目的として、都民による事業提案制度（都民提案）を実施しております。都民提案は、「都民が提案し、都民が選ぶ」ことで、都民の声を直接施策に反映させる、都政参画の仕組みです。

昨年度は、都民の皆さまから854件の事業提案をいただいております。都民の皆さまによるインターネット投票の結果を踏まえ、都民提案7件の事業を令和7年度予算案に反映しました。

都民提案や都民投票の詳細については、都のホームページで公表しておりますので、御参考にしていただければ幸いです。

今後とも、都民提案について、皆さまに広く参加していただけるよう、取り組んで参りますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

Link [提案制度](#)

(財務局)

公衆Wi-Fiの整備について 令和6年9月

都内のどこにいてもつながる利便性の高いWi-Fi環境の充実を希望します。

【取組】

このたびは、公衆Wi-Fiの整備について御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、昨年策定しました「つながる東京展開方針」及び「つながる東京3か年のアクションプラン」に基づき、公衆Wi-Fiの整備に当たって、暗号化による安全な通信でシームレスな自動接続を特徴とするOpenRoaming対応Wi-Fiの導入を促進しています。

具体的には、都有施設において現在OpenRoaming対応Wi-Fiを859か所に整備しており、2025年度末までに約1,300か所に整備していく予定です。

また、区市町村がOpenRoaming対応Wi-Fiを整備する場合に、計画策定等の技術支援と整備に対する財政支援を行い、昨年度には175か所に設置されました。2026年度末までに約700か所での整備を目指します。

さらに、民間施設では、訪日外国人が多く訪れる空港・鉄道・飲食・宿泊関連施設を中心にOpenRoaming採用の働きかけを行うほか、まちづくりと連携した整備に取り組んでいます。

これらの取組を通じて、都民や来訪者の皆さまが、快適なインターネットを利用できる環境を整備していきます。

引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

Link [公衆Wi-Fi整備の取組](#)

(デジタルサービス局)

スマートフォン教室の開催について 令和6年10月

昨今、電子申請を求める案内が多く、何か手続をするためにはスマホの使用が欠かせなくなってきました。また、スマホを使用しているとワンクリック詐欺などの犯罪に遭遇することもあります。しかし、スマホに慣れておらず使いこなせていない、特に高齢者などは、こうした手続の困難さや犯罪に巻き込まれることも多いと思います。そのため都においてスマホ教室を開催するなど、スマホを使いこなせない人たちのための支援をしてください。

【取組】

このたびは、スマートフォン教室の開催について御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、デジタルデバイド※（情報格差）の解消を目的として、スマートフォンに不慣れな高齢者を対象に、スマートフォンの基本操作や安全な利用方法等を教えるスマートフォン教室及び相談会を区市町村と連携して実施しております。

スマートフォン教室では、スマートフォンをお使いでない方や、操作に不慣れな方が、楽しみながらスマートフォンや各種アプリの活用を体験できるような講義を実施しています。また、スマートフォン相談会では、スマートフォンの利活用に関する疑問や不安をマンツーマン形式でアドバイザーに相談することができます。なお、スマートフォン教室では、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺など具体例を紹介し、被害に遭わないための対策についても参加者に伝えています。

また、東京都では日頃からスマートフォンを使い、その便利さを知る方が、デジタルに不慣れな方に寄り添い、困りごとの解決と一緒に取り組むことで、身近な地域での支え合いにつなげるTOKYOスマホサポーター制度も実施しています。

今後も、これらの取組を通じて高齢者のデジタルデバイド解消に努めて参ります。

Link [高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業](#)

Link [TOKYOスマホサポーター制度とは](#)

※デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと

(デジタルサービス局)

警備員の対応について 令和6年11月

朝、都庁近くのバス停で、バスを降りる際に派手に転んでしまいました。すると、都庁の駐車場入口にいた警備員の方が即座に駆けつけ「大丈夫ですか」と手を貸してくれ、落とした荷物も拾ってくださいました。私は転んでしまった恥ずかしさと驚きで、すぐに歩き出せなかったのですが、しばらくそばで優しい声を掛けてくださいました。温かい対応に本当に救われました。ありがとうございました。

【対応】

このたびは、警備員の対応についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

警備員は、日頃から親切、丁寧な対応を心掛けておりますが、このような御意見が何よりの励みとなります。

都は今後も、来庁者の皆さまへのより良い接遇に努めて参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(総務局)

職員の対応について 令和6年11月

手続をするために都庁の健康安全課を訪ねました。書類を出したところ、職員の方から「書類を出されただけじゃ何の手続か分かりません。ここは色んな手続をやる場所なんで。」と言われてしまいました。書類を出す際に口頭で手続の内容を伝えてくださいという説明書きはありませんでした。職員の方にとってはいつものことでも、来庁者にとっては初めての事かもしれません。小馬鹿にしたような、挑発的な言い方で大変不愉快でした。寄り添いの気持ちを持ってほしいです。

また、入口に案内の方が一人もいなかったのも戸惑いました。職員の方には、困っている来庁者を見かけたら声を掛けるなどしてほしいです。

【説明】

このたびは、職員の対応により、大変不快な思いをされたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

いただいた御指摘を真摯に受け止め、関係部署の窓口業務を行う全職員に対し、手続をされる都民の方々の立場に立った接遇を行うよう、注意喚起いたしました。また、順番待ちの手続についても、来庁者向けの案内を見直し、手続が分からず困っている方を見かけた職員は、声を掛け、窓口の案内を行うよう周知徹底しました。

今後とも、受付窓口に来庁される方々へ丁寧な説明や案内を行うなど、適切な対応に努めて参ります。

(保健医療局)

都庁舎の航空障害灯について 令和6年12月

最近、都庁舎の航空障害灯が消えています。両庁舎の全てが消えているので何か意図があるものと思っています。都庁のサイト等で検索したのですが、消えている理由が分かりませんでした。理由や期間を教えてください。子供に尋ねられて返答に困っています。

【取組】

このたびは、都庁舎の航空障害灯が消灯していることについて、御心配をお掛けしまして、誠に申し訳ございませんでした。

交換工事を行う必要から、東京空港事務所に届出を行い、安全性に問題がない状態で消灯していました。交換工事は令和6年10月31日から同年12月3日まで実施し、現在は点灯しております。

引き続き、都庁舎の運営に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(財務局)

職員の対応について 令和7年3月

義父がスポーツレクリエーションの会員登録の更新をするために善福寺川緑地サービスセンターに伺いました。義父は高齢で携帯電話やパソコンなどは不得手で、当初は手続の全てをやっていただくつもりでサービスセンターに行ったそうです。すると職員の方は「一緒にやりましょう」と何度も間違え同じことを聞く義父に、ずっと丁寧に教えてくださったそうです。義父が1番嬉しかったのは、手続が終わった時に「できたじゃないですか、やりましたね」と一緒に喜んでくださったことだと言っています。また、「今度は親父さんが友達に教えてあげてくださいね」と言われたからと、義父は作っていただいたメモを見ながら復習しています。その様子を見ていると、私も嬉しくなりました。誠心誠意の御対応ありがとうございました。

【対応】

このたびは、善福寺川緑地サービスセンターにおける職員の対応について、温かいお言葉をいただき誠にありがとうございます。業務に当たっている職員の励みにもなりますので、当該職員含む関係者に共有させていただきました。

都立公園等の各管理所では、御利用される皆さまに親身になって寄り添う対応を心がけており、分かりやすい説明やきめ細やかな配慮を差し上げることで安心して御利用いただけるように努めています。

今後とも、皆さまが快適に御利用いただけるよう、引き続き適切な公園管理に努めて参ります。

(建設局)

職員の対応について 令和7年3月

前日かなり雨が降っていました。そのため、道路にはたくさんの水たまりがありました。私が乗っていたバスの乗務員さんは、歩行者が居る区間の運転をする際、水たまりを避けて走行していました。安全運転義務なので当たり前の行動なのですが、人の心が貧しくなっている昨今、見ている私も優しい気持ちになれたすばらしい行動でした。いつまでも優しい運転を続けてください。ありがとうございました。

【対応】

日頃より都営交通を御利用いただきありがとうございます。また、このたびは、都営バス乗務員の運転操作についてお褒めの声をいただき、重ねて御礼申し上げます。

いただいた声は担当乗務員に伝えるとともに、所管の営業所内に掲示し、丁寧な運転に努めるよう他の乗務員にも周知いたしました。

今後とも運転マナーの向上に努めて参りますので、引き続き都営バスを御利用いただきますようお願い申し上げます。

(交通局)

(2) 安全

消防車のサイレン音について 令和6年6月

消防車が火災現場へ向かう場合のサイレン音は「ウーウー、カンカン」、火災以外の救助等の現場へ向かう場合は「ウーウー」と鳴らしているものと承知しております。ある時、「カンカン」音のみ鳴らしている消防車を見ました。「カンカン」音のみ鳴らして走行する場合とはどのようなケースなのか、教えてください。

【説明】

このたびは、サイレン音に関して御質問をいただき、ありがとうございます。

消防車が発する音には「ウーウー」というサイレン音と「カンカン」という警鐘（けいしょう）音があります。

御質問の「カンカン」音は警鐘と呼ばれるもので、主に火災現場に向かうときに赤色灯やサイレンとともに使用されます。警鐘だけを使用したケースとしては、火災現場での消防活動を終了し消防署所へ帰署するときや、年末年始等の消防特別警戒の際に、火災予防等の広報活動を行っているときが考えられます。

今後とも、消防行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(東京消防庁)

#7119について 令和6年8月

本当に必要な救急車の出動を確保するために「#7119に相談を」と言います。しかし、私がこの前苦しくて電話したとき、ずっと話し中でした。#7119を案内するのであれば、つながるようにしてください。

【説明】

このたびは、#7119がつながりにくいことにより、御不便をお掛けしまして、誠に申し訳ございませんでした。

現在、相談員の人数を増やして対応しておりますが、平日夜間や休日は入電件数が多く、つながりにくい時間帯があります。

病院へ行くか救急車を呼ぶか迷った場合、症状に応じた質問に答えることで、病気やけがの緊急性の有無、受診の必要性、受診時期、受診科目のアドバイスを得られる東京版救急受診ガイドというサービスもございますので、よろしければ御活用ください。しかしながら、救急隊の助けが必要だと思われた場合は躊躇なく119番通報により救急隊を要請してください。

いただいた御意見については、真摯に受け止め、今後の救急相談センター業務に反映させていただきたく存じます。

今後とも、消防行政への御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [東京消防庁救急相談センター](#)

(東京消防庁)

感震ブレーカーとマンションにおける災害への備えについて 令和6年9月

広報東京都9月号の防災に関する記事はとても勉強になる内容でした。特に感震ブレーカーについて興味を持ちました。実際に、どういう場合に火災が発生するのか、感震ブレーカーの設置場所による役割の違いや災害復旧時の火災を防ぐために気を付けなければならないことなど教えてください。

マンションにおける災害への備えについて、もっと知りたいです。

【説明】


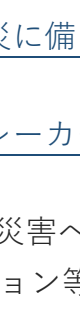
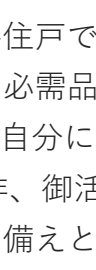
このたびは、感震ブレーカーとマンションにおける災害への備えについてお問合せいただき、ありがとうございます。

はじめに、感震ブレーカーについて、御説明いたします。

地震による火災の約6割は電気が原因と言われております。地震の揺れによって可燃物が電気製品に落下・接触して出火したり、電源コードが損傷した場合に、地震による停電から復旧後に通電した際に出火し、火災が発生します。

感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して電気を自動的に遮断するため、電気火災の防止に効果的です。感震ブレーカーには様々な種類と特徴があります。「広報東京都9月号」に御紹介のとおり、分電盤型や簡易型は、分電盤に設置し、屋内全ての電気を遮断するものです。この場合、夜間の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備する必要があります。また、コンセント型のうち、電気ストーブなど、特に出火リスクがある機器に接続し、その機器の電気のみを遮断するものもあります。

地震の揺れが収まった後に再び電気を使う際には、事前にガス漏れ等がないことを確認してください。復電後、焦げたような臭いを感じた場合には、直ちにブレーカーを遮断し、再度、安全確認を行い、原因が分からない場合には電気の使用を見合わせる必要があります。是非この機会に、御家庭に合った感震ブレーカーを選択して設置してください。

感震ブレーカーの種類と主な特徴	タイプ	コンセント型		簡易型	分電盤型	
		特定機器遮断型	一括遮断型		内蔵型	後付型
イメージ						
遮断範囲		選択した機器のみ		屋内全ての電気供給		
設置工事		不要	製品によって異なる	不要	必要	
遮断までの時間		なし	製品によって異なる		あり(3分程度)	

Link [動画【防災】電気火災に備えるには](#)

Link [動画【防災】感震ブレーカー設置していますか](#)

次に、マンションにおける災害への備えについて、御説明いたします。

耐震基準を満たしたマンション等は、被害が軽微であれば在宅避難が可能となります。大規模な地震などの後に、住み慣れた自宅での生活を継続するためには、各家庭での備蓄などに加え、マンション全体での防災マニュアルの作成や防災訓練、備蓄等の防災活動による備えが重要です。

各家庭の備えとしては、各住戸で1週間分の水や食料品、携帯トイレ・簡易トイレの備えなど、在宅避難のための必需品の準備などがあります。東京都では、在宅避難に必要な備蓄品や数量について、自分に合った備蓄を調べることができる『東京備蓄ナビ』を公開しておりますので是非、御活用ください。

また、マンション全体での備えとしては、建物の設備確認をはじめ、エレベーターの応急復旧や排水管の確認手順、居住者への情報発信方法などについてルールを決めておくことが有効です。

東京都では、災害時でも在宅避難のしやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録し、登録したマンションには、簡易トイレや防災キャビネットなどの防災備蓄資機材の購入への補助等を行い、災害時の備えを支援しています。是非「東京と

どまるマンション」の登録を御検討ください。なお、登録の要件等については、ホームページ等を御参照ください。

Link [東京備蓄ナビ](#)

Link [東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度](#)

感震ブレーカーやマンション防災のポイントを分かりやすくまとめたリーフレットを昨年度、都内の全ての世帯に配布し、防災ホームページでも公開しておりますので、こちら是非、御覧ください。

今後とも、災害への備えについて皆さまに広く知っていただけるよう取り組んで参ります。

Link [感震ブレーカーリーフレット](#)

Link [マンション防災リーフレット](#)

(総務局・住宅政策本部)

境界地域の#7119 令和7年1月

私は町田市に住んでいます。#7119にかけると、横浜の局にかかってしまいます。居住地域が東京都のため、管轄ではないと言われてしまいました。都県境でも都内を管轄する消防にかかるような仕組みができればよいのですが。

【説明】

このたびは、#7119について御意見をいただき、ありがとうございます。

#7119におかけいただいた場合、一部地域によっては隣接地域の#7119につながる場合がございます。その場合は03-3212-2323又は042-521-2323へ直接おかけいただくことで東京消防庁救急相談センターへつながります。お手順をお掛けしますが必要な時にすぐかけられるように、電話番号の登録をお願いいたします。また、総務省消防庁ホームページでは全国の#7119事業の実施エリアを確認することができますので、よろしければ御覧ください。

病院へ行くか救急車を呼ぶか迷った場合、症状に応じた質問に答えることで、病気やけがの緊急性の有無、受診の必要性、受診時期、受診科目のアドバイスを得られる東京版救急受診ガイドというサービスもございますので、是非御活用ください。

今後とも、消防行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

Link [#7119実施エリア](#) (総務省消防庁ホームページより引用)

痴漢被害のない社会を目指して 令和7年2月

痴漢被害に遭遇し、時間が経ってもその恐怖心が抜けません。犯人にとっては一瞬のものでも、被害にあった人間にとっては一生の傷になります。被害にあった事は、身内や近い人たちを含め、誰にも知られたくなかったです。しかし、いまだにそれらの記憶ははっきりと残っており、苦しい思いでいます。そのため、こうした気持ちを抱える人をなくすために、痴漢被害がなくなるように「痴漢行為は駄目だ」と訴えてほしいです。そして、相談できる場所についての情報提供をしてください。

【取組】

このたびは、痴漢被害対策に関する声を挙げていただき、ありがとうございます。

都は、痴漢被害のない社会の実現を目指して、様々な取組を進めています。

鉄道事業者等と協力して、痴漢撲滅キャンペーンを実施し、車内・駅構内でのアナウンスやデジタルサイネージ・電光掲示板等により、「痴漢は重大な犯罪である」というメッセージを発信し、キャンペーン期間中には駅街頭で、職員が電車利用者に呼び掛けを行っています。

また、令和6年9月に痴漢撲滅プロジェクト専用サイトを開設し、「痴漢を絶対許さない」と掲げ、被害に遭われた方が一人で抱え込まないための相談・支援機関の情報提供などを行っています。

御相談に際しては、電話やSNSなど多様な方法での御相談を受け付けており、匿名での御相談もできます。お一人で悩まずに、安心して御相談ください。

【主な相談窓口】**(1) 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター**

24時間・365日受付

○全国共通フリーダイヤル#8891

又は0120-8891-77 (NTTひかり電話の場合)

○子供・保護者専用性被害相談ホットライン

都内から 0120-333-891

都外から 03-6811-0850

(2) LINE相談「性被害相談窓口」

受付日時 月・水・金・土 (祝日・年末年始を除く)

16時から21時まで (受付時間20時30分まで)

LINEアカウント「相談ほっとLINE@東京」

上記のほかにも御相談いただける場所があります。詳細は以下のリンク先、痴漢撲滅プロジェクト専用サイトを御参照ください。

Link [痴漢撲滅プロジェクト](#)

今後とも、都の安全・安心に関する取組に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。



(都民安全総合対策本部・総務局)

(3) 産業・労働

東京都飲食店バリアフリーガイドについて 令和6年11月

東京都が10月初旬に「東京都飲食店バリアフリーガイド」に掲載する新規掲載店舗の募集を行っていましたが、その募集によって「東京都飲食店バリアフリーガイド」というものがあることを知りました。障害者が街に出たときに役立つ大変すばらしい出版物だと思います。是非、区役所や図書館・交通機関など障害者が立ち寄りやすいところに配備してください。

【取組】

このたびは、東京都飲食店バリアフリーガイドに関して御意見をいただき、ありがとうございます。

現在発行している東京都飲食店バリアフリーガイドは、東京を訪れる障害者や高齢者等の皆さまが飲食店を利用するに当たり、事前の参考としていただけるよう、バリアフリー対応に取り組んでいる都内の飲食店210店舗を紹介しています。東京都飲食店バリアフリーガイドは、東京都ホームページに掲載しているほか、東京観光情報センターなど観光客の方が多く立ち寄る場所で配布しています。

今後は掲載店舗を増やすなど、内容の充実を図るとともに、より障害者の方が手に取って御活用いただけるよう、区市町村を通してより多くの場所に配布して参ります。

今後とも都の観光行政に御理解と御協力をいただきますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

Link [東京都飲食店バリアフリーガイド](#)

(産業労働局)

都内アンテナショップスタンプラリーについて 令和7年1月

東京都のホームページで、全国の特産品の販売等を行う「全国物産展」と、都内のアンテナショップを周遊してスタンプを集めるアンテナショップスタンプラリーが開催されるということを知りました。東京の一極集中と地方の疲弊が問題とされている中、対立するのではなく、東京も地方も共に魅力を発揮して発展していくことは重要だと思えます。都内にはアンテナショップがたくさんあるので興味が湧きます。都民がアンテナショップを利用し、地方の魅力に関心を持つきっかけになるとよいと思います。

【取組】

このたびは、全国物産展および都内アンテナショップ周遊イベントについて御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、「日本各地との共存共栄」を目指し、「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、日本各地と連携し、双方の強みを活かし、双方の発展に結びつく様々な産業振興施策に取り組んでおります。この全国物産展やアンテナショップスタンプラリーも、東京で日本各地の魅力に触れる機会の充実を図るという目的で実施しています。

都内にある全国の自治体アンテナショップでは、各地の観光情報も案内されていますので、是非御訪問いただき、現地を訪れるきっかけとしていただければ幸いです。

Link [～日本各地の産業活性化を目指す～ ALL JAPAN&TOKYOプロジェクト](#)

(産業労働局)

花粉の飛散と対処法 令和7年2月

花粉の飛散量が昨年より多くなると言われています。東京都ではどのような対策を行っていますか。花粉症の症状がひどくて、とてもつらいです。

【取組】

このたびは、東京都の花粉症対策に関して御意見をいただき、ありがとうございます。また、これからの季節は花粉の飛散量も増えることから、おつらい時期と思えます。

都では、花粉症対策本部を設置し、各局等の様々な取組との連携を図りながら総合的に花粉症対策を推進しています。以下はその主な取組です。

1 花粉発生源対策

現在の日本において花粉症の多くはスギやヒノキの花粉症といわれています。そのため、発生源であるスギやヒノキを伐採し、伐採後に花粉の少ないスギ等の苗木を植える森林循環（伐って、使って、植えて、育てる）の取組を進め、花粉の発生を抑制するとともに木材の安定供給を図っています。

Link [森林循環に資する花粉発生源対策](#)

2 保健医療対策

花粉症の予防や症状の軽減に役立てていただくため、スギ・ヒノキ等の花粉の飛散開始時期、飛散数の情報や花粉症の予防・治療に関するセルフケアの情報をポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」でお知らせしています。

Link [東京都の花粉情報 | 東京都アレルギー情報navi.](#)

今後とも、都は花粉症対策に取り組んで参ります。御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(産業労働局・保健医療局)

女性活躍推進度診断ツールの案内について 令和7年3月

東京都内の中小企業に勤めています。ある日、会社の代表番号に「東京都女性活躍推進度診断ツール」の案内をしているという委託業者から電話が掛かってきました。話の流れで操作方法を教わることになり、ホームページを案内されました。東京都の公式ホームページのように見えたが、この電話の方が本当に正規の委託業者かどうか判断できなかったため、情報を入力するフォームの手前で「後は画面に沿って操作しますので」とお伝えし、電話を切りました。掛かってきた電話番号を検索してみると、怪しい営業の電話だと警戒するコメントが多く見受けられました。

正規の委託業者であるならば、電話番号検索をした際に、都庁のホームページで確認できるようにしていただきたいです。

【対応】

「東京都女性活躍推進度診断ツール」に関するお問合せと御意見をいただきありがとうございます。

東京都では、昨年度より中小企業が自社の女性活躍に向けた現状・課題を把握し、取組につなげられるよう、女性活躍推進の進捗度を診断できるツールを制作しました。こちらについて、都が事業運営を委託している事業者から都内の企業宛てに、電話にて御

案内しております。いただいた御意見を踏まえて、東京都の事業であることが分かるよう、ホームページ上で架電専用番号を御案内いたしました。女性活躍推進度診断ツールの御案内にある、「お問合せ」情報の箇所に「事務局からのご案内については、以下の電話番号も使用しております」として架電の際の電話番号を記載しております。

今後とも産業労働局の業務に御理解と御協力をいただけるようサービス向上に努めて参ります。

Link [女性活躍推進度診断ツール](#)

(産業労働局)

(4) くらし.....

銭湯の支援について 令和6年10月

私は75歳を過ぎた後期高齢者です。私の地区にあった銭湯が潰れてしまいました。そのため、今より遠くの銭湯に行かざるを得なくなりました。入浴料金も上がりましたが、ガス代の値上がり等で銭湯の経営も大変のようです。このままでは残りの銭湯もやがて、消えていく可能性があります。銭湯は癒しの場でもあります。どうか銭湯への支援をより強力に進め、銭湯を守ってください。

【取組】

このたびは、銭湯の支援について御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、都民の浴場（銭湯）利用機会の確保と公衆浴場業の転廃業の防止及び経営の安定を図るため、各種助成策を実施しています。

令和4年度から燃料費高騰に直面する公衆浴場の負担軽減のため、緊急対策として、ガス代等の燃料費に係る経費の一部を補助するほか、令和6年度からエネルギー効率化に寄与するLED照明設備の更新経費も補助対象にするなど、補助制度の充実に努めています。

公衆浴場は、健康づくりや地域交流、高齢者の見守りの場などの重要な役割も担っており、東京の銭湯文化を守るため、引き続き様々な支援をして参ります。

Link [公衆浴場のために東京都はどんなことをしているの？（東京都の公衆浴場対策事業）](#)

(生活文化局)

若者の相談・支援対策について 令和6年11月

「闇バイト」と呼ばれる強盗事件が多発しています。その多くが若い人たちによるものです。若い人たちが通常ではありえない簡単で短時間、高収入といった内容のアルバイトに手を出す背景には、生活苦という事情があるようです。また、ホワイトな仕事だと思って応募したはずが、気付いた時には個人情報をもとに脅され、犯罪に手を染めなければならなくなるという本人だけで解決するのは難しい状況に陥ることも分かってきています。そのため、若い人たちが闇バイトに落ち込まないように、また闇バイトに気づき、そこから抜け出すことが困難になった時にも相談や支援が受けられるような対策をしてほしいです。

【取組】

このたびは、闇バイトに関して御意見をいただき、ありがとうございます。

闇バイト対策について、都の取組を御説明します。

各地で発生しているいわゆる「闇バイト」に関する事件では、若者が巻き込まれ、脅迫されて強盗の実行役とされているケースがあります。

都では、闇バイト勧誘の手口や実態を紹介したり、危険な求人情報の見分け方などをクイズ形式で分かりやすく解説するための特設サイトを開設しています。若者等に向けて、SNS等を活用し、都が運営する特設サイトにつなげる取組も行っています。あわせて、啓発リーフレットを作成し、大学や若者が良く訪れる場所であるネットカフェ等に置いています。

特設サイトやリーフレットには、最寄り警察署への相談や警察の相談窓口である#9110への連絡を呼び掛けるとともに、都の相談窓口である「犯罪お悩みなんでも相談」、若者総合相談センター「若ナビα」などを紹介し、若者が自分の状況に適した相談先を選べるようにしております。

今後とも、都の安全・安心に関する取組に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

[Link 特殊詐欺加害防止 特設サイト](#)

[Link 犯罪お悩みなんでも相談](#)

[Link 若ナビα 東京都若者総合相談センター](#)



(都民安全総合対策本部)

(5) 環境

熱と電気の有効利用促進事業について 令和6年4月

令和6年度もエコキュート補助金がありますか。概要も知りたいです。エコキュートの買い替えを検討していますが、大きな買い物です。教えていただけたら助かります。

【説明】

このたびは、熱と電気の有効利用促進事業について御意見をいただき、ありがとうございます。

令和6年度の熱と電気の有効利用促進事業（エコキュートの補助金）は、令和7年3月31日をもって受付を終了いたしました。

熱と電気の有効利用促進事業は、令和7年度も継続して実施しております。令和7年度事業にあっては、太陽光発電システムで発電された電力を利用して日中に沸き上げる機能を有すること又は再生可能エネルギー電力を契約していること等、が補助の条件となります。

補助額は、太陽光パネルと連携している場合は14万円、再生可能エネルギー電力を契約している場合は5万円です（いずれも1台当たり）。また、デマンドレスポンス実証に参加される場合は、8万円が上乗せされます。

補助金の御申請に当たっては、御契約前に事前申込をいただく必要がございます。令和7年度は、5月30日(金)から事前申込の受付を開始しています。補助制度の詳細や申請手続などについては、クール・ネット東京（03-6633-3826）にお問合せください。

今後とも、都の環境行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [令和6年度 熱と電気の有効利用促進事業](#)

Link [令和7年度 熱と電気の有効利用促進事業](#)

(環境局)

フォーミュラE東京大会の開催について 令和6年4月

大会前に都内で開催された自動車メーカーのフォーミュラE関連イベントに参加しました。車に子供を乗せて家族で走らせていただきました。とても良い体験で、子供も喜んでいました。フォーミュラEを東京に誘致してくださり、ありがとうございました。

【説明】

このたびは、フォーミュラE東京大会の開催について御連絡をいただきありがとうございます。都は、CO2を排出しない環境先進都市「ゼロエミッション東京」という大きな目標の実現に向け、ZEVを普及させるための一大イベントとしてフォーミュラEを誘致しました。

引き続き東京大会が安全・安心に開催できるよう、都も協力して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

※ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のことで、環境にやさしい車です。

(産業労働局)

ヒートアイランド対策について 令和6年7月

東京の気温は梅雨が明けていないのに35度を超える予報が出ています。アスファルト塗装も熱を帯び、ヒートアイランド現象が起きています。知事が打ち水イベントを行っていましたが、こうした取組を広く都民に呼び掛けて、継続的にやってほしいです。東京のヒートアイランド現象の緩和を図ってください。

【取組】

このたびは、打ち水への御意見をいただき、ありがとうございます。

都は、平成29年度から「打ち水日和」と題して、打ち水を呼び掛け、ヒートアイランド現象緩和に向けた取組を継続的に推進しており、夏のイベントを実施している関連団体や区市町村を通じて、打ち水の実施を呼び掛けるなど、打ち水の普及に取り組んでいます。

具体的には、

* 都民向けに、ホームページやSNSを通じて、打ち水の効果的な実施方法など、ヒートアイランド現象緩和のための取組に関する情報を発信しています。

* 大手町・丸の内・有楽町夏祭りをはじめとした地域のイベントなどの都民や事業者主体の取組を積極的に支援し、皆さまの意識向上を図っています。

皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

Link [打ち水 | 東京都の取組 | 東京都熱中症対策ポータル](#)

Link [ヒートアイランド対策に関するガイドライン、資料等](#)

(環境局)

東京都の水素社会実現に向けた政策について 令和6年11月

東京都主催で水素エネルギーに関する国際会議が開催されるということをご都庁のホームページで見ました。私は水素エネルギーを利用しているという都バスを数台しか目にしたことがありませんが、東京都は水素社会の実現に向けてどのような政策に取り組んでいるのでしょうか。

【取組】

このたびは、東京都の水素社会実現に向けた政策について御質問をいただき、ありがとうございます。

世界各国や日本国内では、毎年のように記録的な自然災害が発生し、気候危機は私たちの身近な生活領域にまで及んでいます。日本はエネルギーの大部分を海外からの輸入に頼っており、国際情勢の影響を受けやすい状況になっています。気候危機への対応とエネルギー安定供給の両面から「切り札」となるのが、再生可能エネルギーの普及拡大と、これを支える水素です。

水素は使用するときには二酸化炭素（CO₂）を排出しないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化を防ぐ手段として期待されています。

また、風力や太陽光などの再生可能エネルギー由来の電力を利用して水を電気分解して製造する「グリーン水素」は、製造時もCO₂を出さず、環境負荷が一層低いエネルギーです。

都は、水素の需要拡大と社会実装化を促進するとともに、2050年にグリーン水素が脱炭素社会実現の柱となるよう、運輸分野での水素の利用促進、グリーン水素等の活用促進、機運の醸成を図る事業を実施し、その基盤づくりを進めています。

◆運輸分野での水素利用促進

都営バスでは、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現に貢献するため、水素を燃料とする燃料電池バスの導入を進めています。令和7年度8月1日現在80両を運行しており、今後も導入していく予定です。

また、都営バス有明営業所内に水素ステーションの整備を進め、令和7年4月に運用を開始しました。

個人や事業者等に対しては、走行時にCO₂を出さないゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進を図るため、FCV（燃料電池自動車）やFCバス（燃料電池バス）等の購入補助を実施しています。また、燃料電池トラックの導入等に対しても補助を行っております。

Link [FCV・EV・PHEV車両 燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業](#)

Link [燃料電池（FC）車両導入費および燃料費支援について](#)

Link [燃料電池等トラック実装支援事業](#)

◆グリーン水素等の活用促進

グリーン水素の普及拡大を推進するため、海外都市との連携を進めると共に、水素関連の技術開発や市場投入の動向等を踏まえながら、関係する企業、国、自治体等と一層の連携を深め、需給両面での水素の普及拡大を加速していきます。

Link [HENCA Tokyo 2024 -水素エネルギー行動会議](#)

◆機運醸成

水素社会実現に向かって、水素エネルギーの可能性や水素社会の仕組みなど、水素を見て触って体験しながら楽しく学べる「水素情報館東京スイソミル」（公益財団法人東京都環境公社）を運営しています。また、水素エネルギーに関連する情報を集約したホームページ「Tokyo水素ナビ」の運営、イベントの開催など、都民が水素を身近に感じ、事業者が水素事業参画を検討する契機にしてもらうことを目指した取組を実施しています。

Link [水素情報館 東京スイソミル](#)

Link [Tokyo水素ナビ](#)

(産業労働局・環境局・交通局)

プラスチックのリサイクルについて 令和7年1月

私の住んでいるところでは最近プラスチックごみの分別が始まりました。そこでリサイクルの仕組みを知りたいと思いました。分別をする際に、汚れたプラスチックごみは燃やすごみで出すようになっているのですが、汚れたものが混ざってしまうとリサイクルにどのような影響が出てしまうのか、どういうものはプラスチックごみとして捨てない方がよいのか具体的に知りたいです。そして、実際にプラスチックのリサイクルがどのように行われているのか見学してみたいので是非、見学会の定期的な開催を希望します。

【説明】

このたびは、プラスチックのリサイクルに関して、御質問等いただきありがとうございます。

プラスチックのリサイクルには、廃プラスチックを原材料にして再度プラスチック製品とする方法、化学原料として再利用する方法等があります。

リサイクルの方法によっては、汚れがあったり濡れた状態のものが混じっていると再資源としての品質が下がってしまったり、悪臭等が発生する原因になる可能性がありますので、汚れがあるものは軽く洗って乾かしてから排出するか、汚れが落ちないものについては、プラスチックとして収集せず可燃ごみとして排出するよう案内する自治体もあります。

また近年、リチウムイオン電池が使用されていて、表面がプラスチックでできている製品が多く出回っていますが、電池が内蔵されているものは発煙・発火の危険があるため、絶対にプラスチックごみとして排出しないようお願いいたします。

汚れたプラスチックをどのように取り扱うかは、自治体ごとに異なるため、お住まいの区市町村のホームページ等を御確認ください。

なお、見学会の開催についてですが、東京都で運営しているプラスチックの中間処理・リサイクル施設がないため、実施するのは難しい状況です。

今後とも、都の環境行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(環境局)

リチウムイオン電池等の捨て方について 令和7年1月

私は不燃ごみ処理施設に従事しています。ここ数年の間、施設において火災が多発しています。火災の原因となっている物質の多くは、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池です。これらの電池を内蔵した製品も多いため、製品を見て、不燃物で捨ててしまうといったことも考えられます。どうか具体例を示して捨て方についての呼び掛けをしてください。

【取組】

このたびは、リチウムイオン電池等の適正排出に関して御意見をいただき、ありがとうございます。リチウムイオン電池等適正排出について、都の取組を御説明します。

東京都では、急増しているリチウムイオン電池が原因と考えられる火災事故を防止するため家庭でも職場でも捨てようとするあらゆる場面において危機感の醸成を図ることを目的として令和6年8月から「リチウムイオン電池混ぜて捨てちゃダメプロジェクト」を始動しました。廃棄する際の注意を促すため、建設現場やオフィス、家庭でも使用されるリチウムイオン電池が内蔵された製品を例示して掲載したポスター・動画等を作成し、都内の自治体や事業者等と連携して更なる注意喚起を行って参ります。

廃棄の際は、お住まいの区市町村のホームページ等の案内を御確認ください。

今後とも都のリチウムイオン電池等の適正排出行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [「リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！」プロジェクト](#)



東京都

(環境局)

(6) 福祉・衛生・健康・医療.....

卵子凍結に係る費用助成について 令和6年4月

卵子凍結に係る費用助成について、東京都が申請者全員に支給する旨のニュースを見ました。これは少子化問題、働く女性に係る問題など、様々な問題を解決するものと感じました。もっとこの情報について知りたいと思いました。

【説明】

このたびは、都の卵子凍結に係る費用への助成についての御意見をいただき、誠にありがとうございます。

都では、福祉局ホームページにおいて、卵子凍結に係る費用の助成や凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成等について情報を発信しています。本ホームページでは、事業概要や申請方法に加え、年代や性別を問わずあらゆる方に正しい知識を持ってもらうため、卵子凍結の手引についても御案内しています。

今後も都民の皆さまが必要とする情報をお届けできるよう努めて参りますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [卵子凍結について](#)

(福祉局)

補助犬への理解促進について 令和6年5月

盲導犬は多くの人に知られていますが、聴導犬や介助犬は、あまり知られていないようです。補助犬である着衣を着ているにも関わらず、入店を拒否されることが多いです。もっと補助犬への理解を広めていただきたいです。

【説明】

このたびは、身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）への理解促進についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

補助犬は、視覚障害のある方をサポートする「盲導犬」、聴覚障害のある方をサポートする「聴導犬」、肢体不自由な方をサポートする「介助犬」の総称で、身体障害者補助犬法（以下「法」という。）に基づき訓練・認定された犬です。

法により、電車やバスなどの公共交通機関や、商業施設や飲食店、病院、ホテルなど不特定多数の方が利用する施設は、身体障害者が補助犬を同伴することを拒否することはできません。

都では、東京都身体障害者補助犬苦情等相談窓口を設置し、補助犬の同伴に関する苦情や補助犬の使用に関する苦情について、身体障害者又は施設等を管理する方の両方に対して助言、指導等を行っております。

また、法の解説や施設管理者向けQ&Aを掲載した東京都福祉局のホームページ、ポスターの掲出、大学生向け手話普及啓発イベント「TOKYOみみカレッジ」を通じて、補助犬や施設等における補助犬の同伴などについて普及啓発を行っております。

引き続き、補助犬への理解促進に努めて参ります。

[Link 身体障害者補助犬法について](#)

[Link Q&A](#)

[Link 東京都身体障害者補助犬苦情等相談窓口について](#)

(福祉局)

島しょ地域の医療の充実について 令和6年8月

私は八丈島出身です。老後は今住んでいる所と島とを行き来したいと思っています。しかし、島のお医者さんは数か月で交代するというようなことを聞いており、島の医療体制が不安で島に行きたいとは思えなくなっています。安心できる病院になるようお願いします。

【取組】

このたびは、島しょ地域の医療の充実について御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

都は、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』の実現に向けて「東京都保健医療計画」を策定し、様々な取組を進めています。

島しょ地域の医療については、医師の派遣や無料の職業紹介事業を行うなど、島しょ地域に勤務する医療従事者を安定的に確保するための取組を行っています。

また、島しょ地域に勤務する医師の診療活動を支援するために、診療所等の医療機器購入に関する財政支援をはじめ、デジタル技術を活用して、島にしながら専門医の助言を受けられる環境整備を行うなど、島しょ地域における医療提供体制の充実を図っています。

今後とも、町村等の関係機関と密接に連携しながら、医療の充実に向けて取組を進めていきます。

Link [東京都保健医療計画「へき地医療」](#)

(保健医療局・総務局)

民生委員について 令和6年9月

母が急逝し一人暮らしになってしまったことで、私は精神的に苦しい日々を送っていました。そんなある日、偶然ですが地区の民生委員さんと出会い、お話しする機会を得ました。お話しする中で心の悩みを聴いてもらい、とても気持ちが楽になりました。大変感謝しています。自分と同じような方は多いと思うので、東京都から民生委員さんのことを他の方々に向けて紹介してください。

【説明】

このたびは、お母上を亡くされたこと、深くお悔み申し上げます。

民生委員についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う無報酬のボランティアです。それぞれの担当地域において、援助が必要な方々の様々な相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、関係機関への橋渡しを行っています。

また、民生委員は、児童委員を兼ねており、児童や乳幼児、妊産婦等の福祉や保護等のための相談や援助を行っています。

都内では、約1万人の民生委員・児童委員が、地域福祉の推進のため活動しています。より多くの都民の皆さまに民生委員の存在や活動について知っていただくよう、毎年5月12日から18日までの「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」では各地域で様々なPR活動等の取組を行っています。期間中は都庁舎でも「民生委員・児童委員活動普及・啓発パネル展」を実施しています。また、東京都民生児童委員連合会と連携して、ホームページでの民生委員・児童委員の活動内容紹介、民生委員・児童委員のキャッチフレーズやキャラクターを活用したPRにも取り組んでいます。

今後とも、都の民生委員・児童委員施策に御理解と御協力とをいただけるよう、積極的な広報に努めて参ります。

<キャッチフレーズ>

「思いやり あなたと私の 地域の“わ”」

<民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」>



Link [活動内容について](#)

Link [民生委員・児童委員のキャッチフレーズ・キャラクター](#)

(福祉局)

高齢社会における人材育成について 令和6年10月

年々高齢者が増えていく中、高齢者を手助けしてくれる人材が不足していることが心配です。高齢者を助ける人材の育成に力を注いでください。

【取組】

このたびは、高齢者を助ける人材の育成についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

都は、今後一層の増加が見込まれる介護ニーズや、生産年齢人口の減少に適切に対応していくため、多様な人材が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保・定着・育成に取り組んでいます。

令和6年度から、介護職をはじめとする福祉人材の確保に向けた取組を一層加速させるため、新たに11月を「福祉人材集中PR月間」に設定し、福祉関係団体などとも連携して、現場の最前線で活躍する介護職等の方々と一緒に、介護等の仕事の魅力を発信するムーブメントを創出しています。

また、将来を担う学生や主婦・主夫、元気高齢者、就業者及び離職者等を対象とした職場体験や資格取得支援のほか、介護職員や介護支援専門員に対する居住支援特別手当の支給や、介護職員の宿舍借り上げに取り組む事業者への支援、介護業務負担を軽減するためのデジタル機器を導入する介護事業者への経費補助など、きめ細かく施策を展開しています。

さらに、高齢者や家族からの相談窓口を設置している区市町村に対し、相談に対応する職員を対象とした研修を実施する等の支援もしています。

今後とも、都の高齢者施策に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [福祉人材の確保に向けて、福祉の仕事の魅力を発信します](#)

Link [TOKYOかいごチャレンジ職場体験](#)

Link [初任者研修等資格取得支援事業](#)

Link [東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業](#)

Link [東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業](#)

Link [介護現場改革促進事業（デジタル機器導入促進等）](#)

(福祉局)

元気高齢者を目指して 令和6年11月

スーパーマーケットで高齢のおばあさんが、かくしゃくとして買い物をしていました。私は元気の秘訣を知りたくて、その方に尋ねてみました。すると、毎日1回は20分間の体操をしているとのこと。その方の年齢は101歳でした。私は東京都に、こうした元気高齢者の紹介をしていただき、高齢になっても元気でいられるような情報を発信してほしいです。

【説明】

このたびは、元気な高齢者に関する情報発信についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

都の平均寿命は年々延びており、令和2年は、男性が81.77歳、女性が87.86歳となっています。高齢期において、元気で心豊かに暮らすには、健康な状態をより長く維持することが重要です。

そのため、都では、ウェブサイト「東京都介護予防・フレイル予防ポータル」を開設し、フレイル※予防に大切なポイントや自宅でできる簡単な体操などについて情報を発信しています。

また、人生100年時代において、シニア・プレシニアの方が社会とつながり、外出や人との交流の機会を持ち続けることができるよう、ウェブサイト「100年活躍ナビ」を通じて、都内で活動する団体のイベントやボランティア活動の情報を紹介しています。

それに加え、毎年100歳を迎える高齢者をお祝いする事業の中で、何名かの方にインタビューを行い、日頃の過ごし方や、健康のために心掛けていることなどについてウェブサイト「東京ホームタウンプロジェクト」に「お元気さん通信」として紹介しています。

今後とも、高齢者をはじめとする誰もがいつまでも健康で心豊かに暮らすことができるよう施策を推進して参りますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※「フレイル」とは、年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態をいいます。

Link [東京都介護予防・フレイル予防ポータル](#)

Link [100年活躍ナビ](#)

Link [お元気さん通信](#)

(福祉局)

パパの育児休業制度について 令和6年12月

現在、3か月の赤ちゃんを育てています。夫も出産を機にパパ・ママ育休プラス制度を使って一年の育児休業を取得中です。仕事とは違う育児の大変さを日々実感しています。私たちは2人で子育てをすることができているので元気で楽しくしていられます。しかし、もし全てを一人でこなさなくてはならないワンオペ（ワンオペレーション）育児だったら、体力面、気持ちの不安感、孤独感などで、とても厳しい育児になるだろうと実感しています。是非、育児休業を取得しやすい環境づくりを推進していただき、パパの育児休業取得率100%を実現するような取組をしてください。

【取組】

このたびは、育児休業についての御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

都では、男女問わず、望む人誰もが「育業」できる社会の実現に向けて、様々な取組を実施しています。

そのひとつとして、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える「育児休業」の愛称「育業」の理念を浸透させ、多様な主体と連携して、育業を社会全体で応援する気運醸成に取り組んでいます。

具体的には、令和6年度は育業しやすい職場の雰囲気づくりのために、育業を後押ししてくれたエピソードに基づく動画による普及啓発など、男女問わず望む人誰もが育業できる社会を目指して、積極的に取組を進めています。

また、特に男性が育業しやすい職場環境づくりに取り組む企業の支援としまして、令和6年度から、育業する方の同僚の方に手当を支給する中小企業等に対する奨励金による後押しや男性が自らの育業経験を職場に広め、育業への意識を高める取組を開始しており、女性だけでなく、男性の育業も当たり前になる社会となるように、引き続き努めて参ります。

[Link](#) [動画一覧](#)

[Link](#) [働くパパママ育業応援事業](#)

[Link](#) [男性育業推進リーダー事業](#)

(子供政策連携室・産業労働局)

感染症に対する注意喚起について 令和6年12月

子供から大人までマイコプラズマ肺炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症といった様々な感染症に罹患しています。12月に入ってから特に罹患者が急増していると聞き、何気ない外出も怖いと思う毎日です。健康や命にかかわることなので、感染症についての情報や対応策等について広く注意喚起をしてください。

【説明】

このたびは、感染症に対する都の注意喚起について御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

都は、国や都内保健所、医療機関等と連携し、感染症患者の発生動向を迅速に把握しています。また、流行状況に応じて、感染症の情報や、手洗い、換気、咳エチケットなどの感染防止策をホームページやSNSなど様々な媒体を通じてお知らせし、注意喚起を行っています。

感染症に関する情報については、下記のホームページ等に掲載しておりますので、ご覧ください。

[Link](#) [感染症対策](#)

[Link](#) [東京都感染症情報センター](#)

[Link](#) [東京都 健康・医療 / X \(旧Twitter\)](#)

(保健医療局)

ペットと暮らす心構えをするために 令和7年1月

東京でペットと暮らしたいと思っています。必要な情報を是非、教えてください。

【説明】

このたびは、ペットと暮らす心構えに関する御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

ペットは、私たちの生活に潤いや癒しを与えてくれる大切な存在であり、飼い主にとっては家族の一員です。そのため、最期まで一緒に暮らしていくことができるよう、

東京都では、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設し、パンフレットやリーフレット、動画などで、ペットを飼い始める前に考えていただきたいこと、ペットの飼い方、犬の散歩のルールなどの情報を紹介しています。

また、新たにペットを飼う場合、保護された動物を新しい家族として迎え入れる、譲渡という方法もあります。「ワンニャンとうきょう」では、東京都動物愛護相談センターやボランティア団体に保護された、犬や猫の譲渡を受けるための方法や譲渡の体験談、飼い方に関する専門家のコラム等の情報も発信しています。

ペットと暮らす前に参考に御覧ください。

Link [東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」](#)

Link [東京動画 ※「ペット」で検索してください。](#)

(保健医療局)

東京都こどもセーフティプロジェクトについて 令和7年2月

2月2日の節分の日、子供の誤飲・窒息についてのヒヤリ・ハットの情報がLINEで配信されましたが、この日に配信されたことは非常に効果的だったと思います。最初の画像の段階で、誤嚥しないための対処法が目を引きかたちで表示されており、更に遷移先のホームページでは詳細が書かれていたことも、とても良かったと思います。

「窒息」のヒヤリ・ハットの説明の中で、食品を小さく切って予防をとりましたが、具体的に「子供の気道は〇〇cm程度だから食べ物は〇〇cmぐらいに切りましょう。」ということも分かればなお良かったかなと思います。

【取組】

このたびは、東京都こどもセーフティプロジェクトのホームページを御覧いただき、あわせて情報配信に関する御意見についてもお寄せくださり、ありがとうございます。

東京都こどもセーフティプロジェクトでは、子供が成長に応じて様々なことに好奇心を持ち、思い切りチャレンジできるよう、子供の事故が起きにくい環境づくりに取り組んでいます。情報配信に当たっては、これまでも夏季の熱中症予防など、時宜を捉えて普及啓発を行っていますが、2月2日のLINE配信は、節分の豆まきで使用する豆についての注意喚起を実施しました。このほか、ポスターや動画等の広報物では、誤飲について「子供が口に入れ飲み込めてしまう大きさ。39mm」等のエビデンスも示し、具体的な情報をお伝えしています。

いただいた御意見も踏まえ、今後も引き続き子供の事故予防に関する分かりやすい普及啓発に取り組んで参ります。

Link [東京都こどもセーフティプロジェクト](#)

(子供政策連携室)

(7) 都市基盤・まちづくり

都営浅草線高輪台駅のエレベーターについて 令和6年4月

都内で子育て中です。都営浅草線高輪台駅には改札階とホーム階を移動するエレベーターがなく、ベビーカーを使用している場合、一度親が子供を抱っこして、駅員さんにベビーカーを運んでいただく方法でしか移動できません。恐らく同じ問題を抱えている駅は他にもあると思います。子育て支援に力を入れていただいているのは大変助かっておりますので、今後も支援や改善に御尽力いただけましたら幸いです。

【取組】

このたびは、高輪台駅のエレベーターについて御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都交通局では、誰もが御利用しやすい地下鉄とするためエレベーター等の整備を計画的に進めており、現在都営地下鉄106駅のうちホーム階と改札階とを結ぶエレベーターがない駅は浅草線の泉岳寺駅と高輪台駅の2駅です。

このうち、泉岳寺駅については、大規模改良に取り組んでおり、これに合わせてエレベーターを増設することとしております。

御要望いただいた高輪台駅については、現状では駅の構造上設置は困難ですが、周辺の街路整備事業との調整を図りながら、エレベーター整備に向けて関係機関との協議等を行っております。

お客様には御不便をお掛けして大変申し訳ありませんが、御理解くださいますよう、お願い申し上げます。

(交通局)

都営バス乗務員の対応について 令和6年4月

東京レポートから門前仲町行きの都営バスに乗りました。乗務員が「寒い中お待たせいたしました」「風が強いのでお気をつけて」など、朝から優しい声で言ってくださり、今日も頑張ろうという気分になりました。ありがとうございます。

【対応】

日頃より都営交通を御利用いただきありがとうございます。また、このたびは、都営バス乗務員の接客についてお褒めの声をいただき、重ねて御礼申し上げます。

当該乗務員には頂戴した御意見を伝え、今後ともお客様の立場に立った親切な対応を心掛けていくよう奨励するとともに、他の乗務員の意識高揚のため、御意見を営業所内に掲示いたしました。

今後ともお客様サービスの向上に努めて参りますので、引き続き都営バスを御利用いただきますようお願い申し上げます。

(交通局)

マンホールの蓋について 令和6年5月

雨の日は濡れたマンホールの蓋が滑りやすく危険です。私は先週、濡れたマンホールの蓋で足を取られて転んでしまいました。そこで、マンホールの蓋を滑りにくくするために、本格的なスリップ防止マンホール蓋にしたり、摩耗したマンホールの蓋は新しいものに速やかに交換してほしいです。

【取組】

転倒されたことにつきまして、心よりお見舞い申し上げます。

東京都区部の下水道のマンホール蓋は約49万箇所設置されており、定期的な巡視・点検を行い、摩耗など劣化が確認されたものについて交換しております。加えて、整備年代が古く老朽化した下水道管の再構築工事を進めており、その際に、老朽化したマンホール蓋を交換しております。

令和3年4月以降、マンホール蓋の交換の際は原則として、表面に滑り止め加工を施し、耐スリップ性能を向上させたマンホール蓋に交換することとしております。

今後とも、お客さまの安全を守り、安心して快適な生活を支えていくための取組を進めて参りますので、下水道事業に御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

(下水道局)

東京物流ビズの推進に当たって 令和6年5月

東京都は再配達削減を目指し東京物流ビズを展開していますが、置き配について意見があります。

最近置き配が増えていますが、オートロックマンションの住人として困っています。私のマンションは置き配禁止ですが、ドアが開いた時に配達業者が無断で侵入するなどの問題が起きています。置き配には留守が分かってしまう、荷物が盗まれるなどのデメリットもあり、東京物流ビズの推進に当たっては置き配の問題についても十分に考慮してほしいです。

【説明】

このたびは、再配達削減に向けた取組に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、トラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用されることで輸送力が不足し、物流が停滞してしまうことが懸念される物流の2024年問題への対応として、再配達削減等の物流効率化に向けたプロジェクト「東京物流ビズ」を展開しています。

このプロジェクトの一環として、東京都は、令和6年度に、固定や施錠ができて盗難などから荷物を守る置き配バッグを物流事業者が宅配利用者に配布する取組への支援を行いました。

また、宅配の受け取りについては、宅配通知サービスの活用による配達日時等の変更、コンビニエンスストアや街なかの宅配ロッカーの利用など様々な方法があり、宅配利用者の状況に応じた適切な方法を選択していただくよう周知しています。

今後とも、東京物流ビズの取組に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [東京物流ビズとは](#)

(都市整備局)

都道413号（代々木公園通り）の整備について 令和6年6月

子供が国立代々木フットサル場で夕方サッカーを習いに行っています。代々木八幡駅から代々木公園交番を經由し、坂を上がってフットサル場に歩いて行くのですが、交番からフットサル場までの代々木公園通りが、暗くて見通しが悪く、またほとんど人気もないため、特に冬場一人で歩かせるのにはかなり不安があります。電灯を増やす、自動販売機、防犯カメラを設置して明かりを灯すなど、明るく綺麗な道にできないでしょうか。公園通りですが、綺麗で楽しい感じになれば散歩する人も増えて安全になるように思います。子供が一人で通っていることも多いのでよろしくお願いいたします。

【取組】

このたびは、代々木公園通りに関して御意見をいただき、ありがとうございます。東京都では、歩行者や自動車の道路交通の安全性を確保するため、日々の道路管理に努めているところです。

歩行者の皆さまが安心して歩くことができるよう、道路の明るさを確保するため、都の基準に基づき街路灯を配置しています。また、街路樹の葉で街路灯が隠れてしまっていないかを街路樹の剪定時に確認しております。今回の御要望を受け、代々木公園通りの該当箇所については、改めて街路灯の照度測定を行いました。

今回いただきました御意見も踏まえまして、今後とも適切な道路管理に取り組んで参ります。

(建設局)

外国人観光客による公共交通機関でのマナーについて 令和6年6月

外国人の利用者が増えていますが、特に都営大江戸線での利用マナーが著しく酷いです。子供を土足のままシートに上げる、大人もシートを向かい合わせにして座り大きな声で喋る、動画をイヤホンなしで、爆音で流しっぱなしにする人に度々遭遇します。一時的な観光であれ日本に滞在する以上は日本のルールやマナーを守るよう、各国の言語で大々的に根気強くアナウンスすべきではないでしょうか。

【取組】

このたびは、都営大江戸線におけるマナーについて御意見をいただき、ありがとうございます。

現在、都営地下鉄においては、マナー啓発の取組として、日本語・英語・中国語・韓国語を併記したポスターを駅と車内に掲出しています。また、車内ドア上の案内表示器での日本語・英語併記による呼び掛け及び日本語と英語による車内放送を適宜行っています。

さらに、産業労働局で実施しているキャンペーンのポスターを駅において掲出しています。

当局として引き続きマナー啓発に取り組んで参りますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [守ろう！マナー](#)

(交通局)

【取組】

このたびは、公共交通機関におけるマナーに関して御意見をいただき、ありがとうございます。

産業労働局では、外国人旅行者向けに日本の習慣・マナー等を紹介するパンフレット「HOW TO ENJOY TOKYO!」を作成し、ウェブサイトや東京観光情報センター等で周知しています。また、令和6年5月より、旅行者に対して滞在中のマナーや習慣の理解を促す「東京での快適な旅の過ごし方キャンペーン」を実施しており、駅や空港、観光施設等にポスターを掲出しています。

今後も、訪都旅行者に旅のマナーや日本の習慣を御理解いただけるよう努めて参ります。

Link [東京での快適な旅の過ごし方キャンペーン](#)

Link [マナーなどを紹介するステッカーやポスター](#)

(産業労働局)

宅地建物取引業の免許更新について 令和6年6月

更新免許申請の処理がかなり遅れています。有効期限の30日以上前に更新申請しましたが、更新通知ハガキが届いたのは有効期限を10日も過ぎた頃です。手引には、30日前までに更新申請すれば有効期限前に更新通知ハガキを申請者の事務所本店宛に通知すると明記されています。特に問題なく、追加書類等も要求されていません。5年前の更新ではこんなことはありませんでした。そのことについて都庁の審査担当者に説明を求めましたが、審査担当は多忙とのことで電話対応さえしてもらえませんでした。

【説明】

このたびは、宅地建物取引業の免許更新手続きに際し御不便をお掛けしまして、誠に申し訳ございませんでした。また、お電話で御説明できなかったことにつきましても重ねておわび申し上げます。

宅地建物取引業の免許申請については、日ごとの申請件数の量によって、審査に要する日数も変動するため、現免許の有効期間内に更新手続きが完了しないこともあります。

なお、更新免許申請手続中であれば、現免許の有効期間を経過した場合でも、直ちに失効するわけではなく、新たな免許の交付を受けるまでの間は有効となります。

今後とも、宅地建物取引業の免許申請について速やかな審査に努めて参りますので、何とぞ御理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

Link [宅地建物取引業免許申請の手引](#)

(住宅政策本部)

木造住宅密集地域（木密地域）の再開発について 令和6年7月

私は、木造の古い家屋が密集している下町に住んでいます。周辺地域は道路幅も狭く、消防車が入れない路地が多いです。そのため、消防車が入れるように、また災害時には避難もしやすいように道幅を広くする、家を建てるときは隣地とできる限り距離を取ってゆとりを持った建築にするなどの再開発に手をつけてもらいたいです。実際に工事を進めるのは区だと思いますが、区だけでは予算的にも行き届かないと思うので、東京都にはこれらを調べ、たくさん補助をして、一日も早く木密地域を解消してほしいです。

【説明】

このたびは、木造住宅密集地域（木密地域）の整備への御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、木密地域における不燃化（燃え広がらない・燃えないまちにすること）に向けて、防災都市づくり推進計画に基づき、道路整備・拡幅や老朽建築物の除却、建て替え、建物の共同化など、様々な事業を実施し、区市等に対して支援を行っています。

引き続き、地震に強く、大地震が発生した場合にも被害を最小化する防災都市づくりを進めて参りますので、御理解と御協力をお願いいたします。



主要生活道路の拡幅と電線地中化の整備例（荒川区荒川）

動物園等の障害者手帳利用方法について 令和6年7月

先日、多摩動物公園に行った際に、障害者手帳を利用した割引をお願いするため、チケット購入窓口で障害者手帳を利用したい旨を伝えました。そうしたところ、入場口（改札口）で提示すれば良いと言われました。しかし、入場口は窓口と比べて他の入場者との距離も近く、手帳利用の申出が他の人へも聞かれてしまいます。そのため、窓口でチケットを発行するなど、もう少しプライバシーに配慮した方法について御検討をいただけないでしょうか。他の施設についても同様に御検討いただければ幸いです。

【取組】

このたびは、動物園等での障害者手帳利用方法に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

動物園等では、障害者手帳を御提示いただくことにより、入園料は無料で入場することができます。入場に当たっては、年間パスポートと同様に、入場口での提示のみでよく、口頭のお申出は不要となっていますが、このことについて御案内が不十分でした。御不快な思いをお掛けしまして、誠に申し訳ございません。また、デジタル障害者手帳「ミライロID」というスマートフォンアプリを使用し、御提示いただくことも可能です。

御意見を受けまして、動物園等の公式ホームページやチケット購入窓口、入場口での御案内方法を改善し、より分かりやすく周知しております。何とぞ、御理解くださいますよう、よろしく願いいたします。

(建設局)

都営バスのスマートフォンアプリについて 令和6年7月

バスの利用が不可欠な湾岸エリアに住んでいます。東京都交通局のサイトを利用し、運行情報等を調べるのですが、サイトへのアクセスに手間がかかり、またスマートフォンでは見づらく操作性も良くありません。そのため、バスの情報が検索できる都営交通として正式なアプリを提供してください。

【取組】

このたびは、都営バスのスマートフォンアプリについて御意見をいただき、ありがとうございます。

交通局では、令和2年3月に「都営交通アプリ」の配信を開始いたしました。「都営交通アプリ」では、都営地下鉄、都営バス、東京さくらトラム（都電荒川線）、日暮里・舎人ライナーを御利用の際に便利な情報を発信しております。

都営バスに関しましては、アプリから直接、都営バス運行情報サービスへアクセスすることができ、バス停検索や都営バスの運行状況、時刻表等のページを御利用いただけます。

このたびは、貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。引き続き、多くのお客様に「都営交通アプリ」を御活用いただけるよう周知していくとともに、より良いサービスの提供に努めて参ります。

今後とも、当局の事業に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [都営交通アプリ](#)

(交通局)

動物園の暑さ対策について 令和6年8月

命に関わる危険な暑さが続いています。動物や人間の命を守るために、動物園を休園するなど柔軟な対応をしてください。地域の特性に応じて冬季休園等の方法を取る動物園もあります。また、動物の種に応じて、非展示の時期を設ける動物園もあります。来場者も、高齢の方が多くのように思います。

夜間の動物園（ナイトズー）も実施されていますが、動物達に負担のないようにしてほしいです。

【対応】

このたびは、都立動物園における暑さ対策について、貴重な御意見をいただきありがとうございます。

都立動物園では、飼育動物への暑さ対策としては、ミスト装置の設置や冷凍餌を与えるなどの工夫のほか、涼しい室内と運動場の間を出入り自由にするなど、各動物の特性に応じた対策を行うとともに、特に気温が高い日には展示時間の短縮や展示中止を実施しています。「サマーナイト」などの夏季イベントについても、室内観覧室での動物の様子を御観覧いただくなど、動物への負担を抑えながら実施しています。

また、御来園の皆さまの暑さ対策に対する取組といたしましては、売店や休憩所などの水分補給できる場所をホームページ、園内の立て看板やポスター掲示で御案内するほか、園内放送でこまめな水分補給を呼び掛けるなど、熱中症に関する注意喚起や予防行動の周知を徹底しております。

今後もアニマルウェルフェア（動物福祉）に十分配慮しながら、来園者の皆さまにも快適にお楽しみいただけるよう取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

(建設局)

給水スポットの設置について 令和6年8月

テレビで知ったのですが、パリの街にはいつでも冷たい水が無料で出てくる給水スポットがあり、その場所も携帯で確認ができるとのこと。東京にも給水スポットを設置してはいかがでしょうか。

【取組】

このたびは、給水スポットについて御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都水道局では、都内約900か所の給水スポット（飲み口型もしくはボトルディスペンサー型の水飲み栓）を「Tokyowater Drinking Station (DS)」として展開しており、そこでは冷たいお水をお飲みいただくことが可能となっております。東京都水道局のホームページに、設置個所を「DSマップ」として公開していますので、是非御覧ください。

今後とも、都の水道事業に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

Link [Tokyowater Drinking Station](#)

(水道局)

環状八号線渋滞緩和に向けた東京外かく環状道路整備について 令和6年8月

環八のトラック渋滞が慢性化しています。それに伴う騒音や空気の汚れも気になります。渋滞解消のためにも外かく環状道路の早期開業をしてください。渋滞が緩和するようにお願いします。

【取組】

このたびは、東京外かく環状道路整備に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）は、国及び高速道路会社により事業が進められております。都は事業者に対し、安全を最優先に工事を進め、早期開通を求めるとともに、事業の一部を受託するなど、積極的に支援しています。

また、湾岸道路から東名高速までの区間は計画が未定となっており、環状道路としての機能を最大限に発揮させるためにも、計画の早期具体化を国に働きかけているところです。

今後とも、道路行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

(建設局・都市整備局)

東京都の豪雨対策について 令和6年9月

過日、都内に降った大雨はすごかったです。局地的な豪雨によってマンホールの蓋がずれ、電車も止まるなど多くの影響が出ていました。地球温暖化が進めば、これからも局地的な豪雨が起こる頻度が増してくると思います。豪雨時の排水、河川の氾濫、電車が止まった際の帰宅困難者の問題といったハード面、ソフト面の対策をしっかりと行って、東京都を災害に強い都市にしてほしいです。

【取組】

このたびは、豪雨対策に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都では、激甚化する風水害や、大規模な地震・火山噴火などの災害に備えるため、「TOKYO強靱化プロジェクト」を立ち上げ、各局等と連携をしながらハード・ソフトの両面から対策を講じ、強靱で持続可能な首都東京の実現を目指しています。

豪雨による水害に対する取組としては、自助・共助・公助を合わせた総合的な治水対策の基本的な考え方を示す「東京都豪雨対策基本方針」(令和5年12月改定)に基づき、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の5つの施策を推進しています。

[Link TOKYO強靱化プロジェクト](#)

[Link 東京都豪雨対策基本方針について](#)

1 河川整備／外水はん濫（河川から水があふれることで浸水する現象）を防ぐ取組

東京都の管理する中小河川では、時間50ミリまでの降雨は河道拡幅や護岸整備により対応し、それを超える降雨には調節池等により対応することを基本とし整備を進めています。さらに、気候変動への備えとして、現在整備中の環七地下広域調節池等を連結し東京湾までつなげる地下河川の事業化に向けた取組も推進しています。

[Link 中小河川の整備](#)

2 下水道整備／内水はん濫（下水道から水があふれることで浸水する現象）を防ぐ取組

内水はん濫による浸水被害を防ぐため、浸水リスクが高い地区を重点化し、幹線や貯留施設などの基幹施設の整備を推進しています。施設整備には長時間を要するため、一部完成した施設の暫定供用や河川管理者との連携など、様々な工夫により完成した施設の効果を速やかに発揮していきます。

また、多摩部において公共下水道における浸水対策の加速・強化を図るため、補助による財政支援や技術支援により市町村の対策を後押ししています。

[Link 東京都下水道事業経営レポート2024](#)

3 流域対策／雨水の流出を抑える取組

東京都は、河川整備や下水道整備と併せて流域の雨水流出を抑制し、その負荷を軽減する流域対策を進めています。具体的には公共、民間施設において、雨水を一旦貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に排水する貯留施設と雨水を地面にしみこませる浸透施設への支援を充実し対策を行っていきます。

また、官公庁、民間企業、個人といったあらゆる関係者が雨水の流出を抑制し、自ら取り組むことのできる対策について、「知ってもらう」「取り組んでもらう」広報の充実や、雨水流出抑制に関する取組に賛同していただける77の事業者の皆さまを『雨水しみこみアンバサダー』として認定し、都と協働して流域対策の普及啓発に取り組んでいます。

Link [あなたにできる豪雨対策](#)

4 家づくり・まちづくり対策／水害に強くする取組

水害に強い家づくり、まちづくりを行っていくために、大規模水害時における避難場所や活動拠点となる高台整備の推進、都市開発等においてレインガーデン（雨水浸透緑地帯）や緑地創出を推進していきます。また、大規模地下街等において地元自治体と連携した緊急時の垂直避難先の確保や避難経路の整備を支援して参ります。

5 避難方策／生命を守る取組

都では、リスク情報の発信を強化し、避難・防災行動の促進を図ります。

適切な避難判断の一助となるよう、河川監視カメラ映像のリアルタイム公開、氾濫危険情報、降雨情報等の発信を強化していきます。

ハザードマップ（あらかじめ被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図）や浸水予想区域図も御参照ください。

Link [台風や集中豪雨が発生したら](#)

（都市整備局・建設局・下水道局・総務局・政策企画局）

船舶の活用について 令和6年10月

「船舶を活用した普及啓発便」が運航されるという報道発表を見ました。そこには船舶の建造について、災害対応力強化のためとうたっています。しかし、発災時にどれだけの数の船舶が稼働できるのか、どのような範囲（航路）を想定し、どのようなものを輸送するのかが不明確です。平常時は普及啓発便（水上バス）として活用するとの主旨は分かりますが、普及啓発便として使われる船舶が災害時に活用できるのか疑問に思いました。船舶の活用について詳しく説明してください。

【説明】

このたびは、船舶の活用に関して御意見をお寄せいただきありがとうございます。

船舶の活用について、都の取組を御説明します。

大規模災害時において、発災後の様々な被害に迅速に対応するために、道路だけでなく、河川や運河などを水上経路として確保して緊急輸送ルートの多重化を図っているところです。そのため、水上ルートの活用に向け、現在都で所有する水上バスに代わり、災害時に河川管理施設や防災を目的とした船着場の損傷の有無を点検できる強固な船体を有する船舶の建造を進めています。

この船舶は、平常時には、防災意識の向上を目的に、河川の防災対策や災害への備え等を普及啓発するための船舶としても活用して参ります。昨年度は、都で所有する水上バスを普及啓発便の試行便として運用し、発災時の行動等を学んでいただく取組等を実施いたしました。

また、運行事業者の団体等と輸送等に関する協定を締結しており、発災時には、船舶を確保できる体制を整えております。

Link [船舶を活用した普及啓発便](#)

(建設局・総務局)

東京臨海広域防災公園のガーデンについて 令和6年12月

テレビの番組で有明の東京臨海広域防災公園に美しいガーデンがあると紹介していたので訪問してみました。広い場所で、プロがデザインされた美しいガーデンがすばらしかったです。しかし、来訪者が少なくもったいないと思いました。有明は大勢の人が集まる場所なので、駅からの案内をするなど、もっと公園への訪問を働きかけ、大勢の方の憩いの場となるようにしてほしいです。そしてこの公園が、東京や国の防災拠点となる重要な場所であるということも知ってもらいたいと思います。

【取組】

日頃より東京臨海広域防災公園を御利用いただき、誠にありがとうございます。

当公園は、首都圏で大規模な地震災害等が発生したとき、国や地方公共団体等の緊急災害現地対策本部が設置され、公園全体が広域的な指令機能を受け持つ場所となります。一方で、平常時には、防災訓練や学びの場のほか、臨海地域の貴重な緑のオープンスペースとして、広大な芝生の広場に加え、ガーデンデザイナーが監修した宿根草を主としたガーデンが大変好評をいただいております、四季折々の姿で来園者をお迎えしています。

なお、当公園では年間約20万人の来場がある防災体験学習ツアーを実施しております。ツアー後に散策していただけるようガーデンを紹介するなど、この貴重な空間をより多くの方々に知っていただく取組を行っております。

X(旧Twitter)や2025年6月にアカウント開設したInstagramにおいて、今後も継続して公園の魅力を発信するとともに、近隣施設と連携したイベントを実施するなど、今まで当園にお越しにならなかったことのないお客さまにも足を運んでいただけるよう公園のPR活動を積極的に展開して参ります。

このたびは、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

Link [東京都臨海広域防災公園/ X \(旧Twitter\)](#)

Link [東京臨海広域防災公園Instagram](#)

(建設局)

レインボーブリッジの歩道に設置されている写真について 令和6年12月

レインボーブリッジの歩道の中ほどに設置されている都心のパノラマ写真が余りにも昔の写真で驚きました。是非、最新の景色と照らし合わせられるように、更新をお願いします。

東京は今後も再開発が進むと思うので、例えばスマートフォンをかざすと景色の解説が見られるようなものもあると嬉しいです。

【取組】

このたびは、レインボーブリッジの遊歩道に設置されている写真について御意見をいただき、ありがとうございます。

レインボーブリッジの遊歩道については、開通当初は観光施設として有料で公開しており、当該写真は観光サービスの一環として設置したものになります。現況と異なる部分もあることから昨年度撤去いたしました。

臨海副都心の開発が進んだ現在は、観光施設ではなく、通行用の一般的な歩道として管理しており(無料で開放)、復旧等今後の取り扱いは未定です。

今後とも都の港湾行政に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

(港湾局)

都営バスなどの公共交通機関の維持について 令和6年12月

最近、区のコミュニティバスに廃止の動きが出ていると聞きます。また、一部の路線では都営バスの減便もありました。バスの乗務員の不足が公共交通機関の運行維持に深刻な影響を及ぼしているのでしょうか。東京都には現在の都営バスの運行を維持し、また同様に、多摩地区や島しょ地域の公共交通機関の運行も維持してほしいです。東京都の今後の対策について知りたいです。

【取組】

このたびは、都営バスなどの公共交通機関の維持に関して御意見をいただき、ありがとうございます。都の取組を御説明します。

■都営バスの取組

バスの乗務員は全国的に不足しており、都営バスにおいても乗務員の確保が課題となっています。そのため、乗務員の採用に際して、交通局職員として勤務しながらバスの運転に必要な大型二種免許を取得する養成枠を設けています。

また、乗務員や車両など限りある経営資源を有効に活用することで、地域における公共交通ネットワーク全体の利便性や効率性が高まるよう、乗客潮流の変化を的確に捉えながら、路線やダイヤの設定を行っています。

都営バスでは引き続き、需要の動向等を踏まえ、効率的かつ効果的な路線運営を行うよう努めて参ります。

■地域の移動サービス確保のための取組

地域の移動サービスを確保するためには、区市町村が交通事業に係る地域の課題を把握し、交通事業者などと連携を図りながら主体的に取り組むことが重要です。

都は、広域自治体の立場から、区市町村に対して、地域公共交通計画の策定やコミュニティバス等の運行経費などについて、経費の一部を補助し、取組を後押ししています。

引き続き、都は、地域公共交通に係る区市町村の取組を支援して参ります。

今後とも、都営バスなどの公共交通機関の維持に関する都の取組について、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [地域公共交通ネットワークの形成の促進](#)

(交通局・都市整備局)

空き家に関する支援について 令和7年2月

昨今、住んでいる人がいなくなり、古くなった家そのまま放置されるなど、空き家に関する問題が取り沙汰されています。こうした背景には解体する費用がかかり、そのため解体できずに空き家にしているという人もいます。何か補助する制度があれば空き家が減ると思うので是非空き家対策として、支援を検討してほしいです。

【取組】

このたびは、空き家の解体費用に対する支援について貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

御指摘のとおり、空き家の解体には費用がかかり、空き家が放置される一因となっています。そのため、東京都では、「東京都空き家ワンストップ相談窓口」を設け、様々な御相談に応じるとともに、解体や家財整理の費用に対して補助を行っています。また、区市町村が補助を実施している場合がありますので、下記ホームページを御参照ください。

今後も空き家に関する普及啓発や支援の充実に取り組んで参りますので、引き続き、東京都の空き家施策に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link [東京都空き家ワンストップ相談窓口](#)

Link [区市町村による空き家に関する支援制度](#)

(住宅政策本部)

災害時の水の供給について 令和7年3月

災害時給水ステーションの地図を確認しました。自宅から最寄りの給水ステーションまでは、最短でも2kmはありました。持病があり、自転車もないため、災害時に2kmも重たい水を持って歩くことができるのか、とても不安です。

【取組】

このたびは、災害時の水の供給について御意見をいただきありがとうございます。

都では、震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）の整備をするとともに、発災時には、よりお近くにある小学校や中学校などの避難所に設置された応急給水栓なども御活用いただくことで飲料水等を確保することができます。

災害時には地域での助け合いも重要となってくることから、障害のある方や高齢の方などについて、民生児童委員など地域の方々による支えあいで助け合う仕組みを作っている区市町村もあります。

また、1人1日3ℓを目安に3日程度のくみ置きをしておくといざというときに役立ちます。塩素の消毒効果は、直射日光を避ければ常温で3日程度、冷蔵庫では10日程度持続します。保存期間が過ぎたら、掃除や洗濯などに使うことで、無理・無駄なく、日頃から災害等に備えることができます。

今後とも、都の防災行政に御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

Link [災害時に水を配る場所～災害時給水ステーション～](#)

(水道局・総務局)

(8) 教育・文化

教育相談センターの相談員の対応について 令和6年4月

先日、学校問題解決サポートセンターへ電話相談をしました。とても紳士的な、優しいお声の相談員が丁寧に話を聴いてくださり、感激してお礼が言いたくハガキを書きました。安心して語ることができ、心が癒されました。日々、いろいろな困りごとに真摯に対応するのは大変な事だと思いますが、頑張ってください。

【対応】

このたびは、学校問題解決サポートセンターの相談員に関するお礼のお手紙を送っていただき、ありがとうございます。

今後も、都民の皆さまの学校に関わる様々な悩みごと等に、真摯に対応できるよう取り組んで参ります。

(教育庁)

都立図書館について 令和6年12月

区内の公立図書館で所蔵していない専門書の雑誌が都立図書館にありました。区内の公立図書館で貸出しのリクエストをしたところ、「都立図書館では、発行から1年経過した物でないと貸出しができないため、取り寄せができません」と言われました。

都立図書館の利用案内には、閲覧はできるが貸出しはしていないとあります。また、区内の公立図書館では新刊は1年よりもっと早く貸出し可能となっています。都立図書館と区内の公立図書館とに違いがあるのはなぜでしょうか。

【説明】

このたびは、都立図書館に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

都立図書館と都内区市町村立図書館とに違いがあるのは、都立図書館と都内区市町村立図書館とでは役割が異なっているためです。

都立図書館では、資料の個人貸出しは行っておらず、来館される方への閲覧サービス及び調査研究支援を行っております。

その一方で、都内区市町村立図書館を支援する役割もあります。都立図書館に来館される方への閲覧サービスに支障が出ないようにするために、貸出しの対象とする資料については、一定期間を経過後、都内区市町村立図書館への協力貸出しを行っています。

今後とも、都立図書館のサービスについて、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

(教育庁)

ヘブンアーティストについて 令和7年3月

飯田橋の商業施設に立ち寄った時に、ヘブンアーティストの方がチェロで演奏をしていました。私は普段仕事や親の介護に追われ、楽器の生演奏を聴く機会などありません。この時に聞いた生のチェロ演奏はすばらしく、聴き惚れてなんだか元気になりました。ヘブンアーティストの仕組みはよく分かりませんが良かったです。こういう取組は有り難いです。

【対応】

このたびはヘブンアーティストの演奏によって、元気になったという温かいお声をお寄せいただき、ありがとうございました。

「ヘブンアーティスト事業」は文化振興の一環として、東京都が実施する審査会に合格したアーティストに公共施設や民間施設などを活動場所として開放し、音楽演奏やパフォーマンスを行う機会を提供する事業です。都民や東京を訪れる方に気軽に芸術文化に触れていただくことを目的としています。活動場所は飯田橋の他、都内の55施設75か所ございますので、ホームページを御覧の上、御訪問いただければ幸いです。

今後も当事業について、都民の皆さまに広く知っていただけるよう取り組んで参ります。

Link [ヘブンアーティスト](#)

(生活文化局)

(9) スポーツ

デフリンピックへの小・中学生の参加について 令和6年5月

2025年、東京でデフリンピックが開催されると伺いました。都内の小・中学生全員をデフリンピックに招待してはどうでしょうか。開会式等で小・中学生が手話合唱などを披露するのもよいと思います。子供たちがデフスポーツを通して、見た目ではハンデが分かりづらい方たちについて理解し、これからの東京都が誰にでも優しい街になるようになればと思います。

【取組】

このたびは、東京2025デフリンピックに関して御意見をいただき、ありがとうございます。

今年（2025年）開催予定のデフリンピックは、日本で初めて開催されます。デフリンピックは、デフ（きこえない・きこえにくい）アスリートのための国際スポーツ大会で、手話言語のほか、スタートランプや旗などを使った視覚による情報保障が特徴です。

本大会では、臨場感あふれる会場での観戦を通じて、スポーツのすばらしさや夢と希望を届けるため、都内公立・私立の小中高等学校等（特別支援学校含む）や、被災地（岩手県・宮城県・福島県・石川県）の子供たちを競技観戦に招待します。また、選手入場時のエスコートキッズやメダルセレモニーの役割を担うことや、選手や観客が集まる開閉会式のパフォーマーを子供も含め募集するなど、子供たちが幅広く大会に参画する機会を設けています。

こうした大会ならではのまたとない経験を通じて、自信や勇気を培った子供たちが明日の東京を創っていけるよう、引き続き取り組んでいきます。

本取組に関しては、以下リンク先を御参照ください。

Link [ビジョン2025アクションブックバージョンアップ](#)

Link [開閉会式 | 東京2025デフリンピック | TOKYO 2025 DEAFLYMPICS](#)

なお、東京2025デフリンピックの概要についてはこちらを御覧ください。

Link [東京2025デフリンピック大会サイト](#)

今後とも、東京2025デフリンピック運営に御理解と御協力をいただけますと幸いです。

(スポーツ推進本部)

東京都障害者スポーツセンターでの災害時対策について 令和6年8月

施設を利用している者です。現在、南海トラフ地震や様々な災害の発生が懸念されています。障害があるため、災害が起きた際に安全に避難ができるのか心配です。施設では災害が起きた場合、どのような対策が取られるのでしょうか。

【取組】

このたびは、東京都障害者スポーツセンターでの災害時対策について御意見をいただき、ありがとうございます。

東京都障害者スポーツセンターは、障害のある方のための施設です。そのため、地震等の災害発生時には、避難に必要な情報を視覚障害者には言葉で、緊急放送が聞こえない聴覚障害者には文字でお伝えするなど、障害の特性に応じた対応を職員が分担して行い、利用者を安全な避難場所まで誘導します。

また、災害時に職員が即座に対応できるよう、消防署の指導の下、定期的に防災訓練等を行っています。

今後とも、東京都障害者スポーツセンターの運営に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(スポーツ推進本部)

文字による情報保障の充実を～デフリンピックに向けて～ 令和7年2月

「チャレスポ！TOKYO」に参加しました。様々なパラスポーツ、デフスポーツが体験できるとても良いイベントでした。多様な障害のある人たちが来場され、その中には聴覚障害の方々も多かったと思います。手話ボランティアの方が大勢いて、手話を使う「ろう者」の方には十分な情報保障がありました。その一方で、聴覚障害といっても手話を使わない「難聴者」「中途失聴者」に対する文字情報については、ステージプログラムの字幕にかなりの誤変換が見られる等、正確な情報の提供という点では課題があったと思います。

今年はいよいよデフリンピック開催の年です。その場にいる人たちが等しく同一の情報が得られるよう、文字による情報保障への十分な取組を期待しています。

【取組】

このたびは「チャレスポ！TOKYO」に御来場いただき、また手話を使わない聴覚障害者の皆さまへの文字情報保障に関して御意見をいただきありがとうございます。

今回のイベントでは、聴覚障害のある人が安心して、かつ楽しく参加いただけるよう、手話通訳士や手話ボランティアに御協力をいただきました。また、手話を使わない方に対しては、音声を変換するシステムなどで対応していましたが、今回のステージプログラムについては、御指摘のとおり、誤変換により会話の趣旨が伝わらない場面もございました。参加者の皆さまに御不便をお掛けして申し訳ありませんでした。

いただいた御意見を踏まえ、手話を使わない聴覚障害のある人も一緒に楽しめるよう、文字情報の提供方法について検討して参ります。

(スポーツ推進本部)

Ⅲ 令和6年度 各局都民の声窓口における都政への提言、意見、要望等の状況

1 概要

各局都民の声窓口の令和6年度受付件数76,602件の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 区別受付件数

提 言	意 見	苦 情	要 望	合 計
533	38,627	18,887	18,555	76,602

(2) 局別受付件数

局名	件数	主な内容
政策企画局	2,659	都政や施策等に関する知事への意見等
子供政策連携室	100	子供政策・少子化対策に関する意見等
スタートアップ・国際金融都市戦略室	29	スタートアップ施策・国際金融都市構想への取組に関する意見等
総務局	0	—
財務局	1	東京都の財務（予算、入札等）
デジタルサービス局	45	デジタル化に関する意見
主税局	181	納付方法 課税に関する意見 証明書に関する意見
生活文化スポーツ局	301	消費生活 文化事業 男女平等参画 治安対策 交通安全 若年支援 東京2020大会 都立体育施設利用 東京マラソン 世界陸上 デフリンピック
都市整備局	675	まちづくりに関する意見 交通政策に関する意見 建築物の耐震診断
住宅政策本部	927	住宅政策に関する意見（都営住宅・公社住宅に関する事、不動産業に関する事等）
環境局	1,627	エネルギーや公害、自然環境に関する意見等
福祉局	1,805	子供 高齢者 障害 生活保護
保健医療局	1,117	医療政策 感染症対策 受動喫煙 食品・医薬品の安全 動物愛護
産業労働局	198	中小企業支援 観光施策 農林水産施策 雇用施策
中央卸売市場	263	市場の取引、見学、施設に関する事
建設局	24,802	道路の利用・工事 放置自転車・不法投棄 街路樹の維持管理 都立公園の管理・整備 無電柱化事業
港湾局	103	港の管理運営 臨海開発事業 海上公園の整備・管理 港湾道路の整備・管理 島しょに関する事
会計管理局	15	転居費用の振込、開示請求
東京消防庁	5,377	消防活動 救急活動 防火防災に関する事
交通局	23,115	職員の執務（運転操作、接遇） 運行ダイヤ 車内が暑い・寒い 女性専用車
水道局	3,022	水道工事 検針・料金関係 口座・クレジット等支払方法
下水道局	699	雨水ます等からの臭気 下水道工事
教育庁	7,205	教職員関係 生徒指導 学校運営 教育施設 図書館運営 社会教育 文化財 健康管理
選挙管理委員会事務局	2,283	候補者の選挙運動 選挙制度
人事委員会事務局	17	職員採用試験に関する要望
監査事務局	36	監査への要望
労働委員会事務局	0	—
収用委員会事務局	0	—
合 計	76,602	

生活文化スポーツ局は令和7年4月1日の組織改正で廃止され、生活文化局・都民安全総合対策本部・スポーツ推進本部が設置されました。

上記受付件数は令和6年度分であるため、旧生活文化スポーツ局にて計上しております。

2 各局都民の声窓口寄せられた提言、意見、要望等

令和6年度に各局都民の声窓口寄せられた提言、意見、要望等の中から、主な事例57件について、局ごとに対応状況を含め紹介します。

局ごとの事例は、「各局へ寄せられた声」からも御覧になれます。

Link [各局へ寄せられた声 ～情報公開ポータル](#)

【子供政策連携室】

東京都子ども基本条例ハンドブックについて 令和6年7月分

東京都子ども基本条例ハンドブックについて、昨年度、学校や図書館に配布したと聞いたのだが、子供たちが主体となって考えた良いものなので、配って終わりではなく、より多くの人に条例を知ってもらえるように工夫していただきたい。

【取組】

このたびは貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

当室では、学校等を訪問し、条例ハンドブック等を活用したワークショップを展開しています。また、子供と日常的に接する機会のある民生委員等に対しても条例ハンドブック等を活用した出前講座を実施しています。

さらに、より多くの方に御覧いただくために、YouTubeやXといったSNSを活用し、条例ハンドブックの広報を行っております。

これからも条例の普及啓発のための効果的な方法を検討し実践して参ります。

Link [東京都子ども基本条例ハンドブック](#)

Link [出張型条例ワークショップ・出前講座](#)

多文化キッズサロンについて 令和6年7月分

多文化キッズサロンの設置支援について知りたいです。

申請できるのは、自治体のみでしょうか？

【説明】

このたびは、多文化キッズサロンについてお問合せいただき、ありがとうございます。

本事業では、日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援しております。

申請できるのは自治体のみになります。自治体直営のほか、自治体がNPO法人へ委託する場合等も申請は可能でございます。

御不明点等がございましたら、お問合せください。

どうぞよろしく願いいたします。

Link [日本語を母語としない子供を支援](#)

[質問] プレーパークについて 令和7年1月分

プレーパークの開設や運営を支援するための取組として東京都で実施していることはありますか？

【取組】

このたびは、遊び場に関して、お問合せいただき誠にありがとうございます。

都では、これまで、子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など、地域資源を活用した遊び場の整備に取り組む区市町村を支援して参りました。

また、プレーリーダー研修の実施や安全対策など、質の高い遊びの環境づくりに取り組む区市町村に対しても支援して参りました。

引き続き、区市町村などとの連携を深めながら、更なる施策の検討を進めて参ります。

今後とも、都の子供の「遊び」推進事業に御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いします。

Link [子供の笑顔につながる「遊び」の推進](#)

【財務局】

東京都の入札参加について 令和6年7月

東京都の公共事業（土木・建設）の事業情報及び入札に関して、参入する計画があるため、案内資料の送付を希望する。また、窓口及び担当者を教えてほしい。

【対応】

東京都のホームページに掲載されている「入札情報サービス」を御活用ください。

東京都が発注する工事請負・物品買入れなどの入札案件の情報や入札参加に関する情報などを掲載しております。

Link [入札情報サービス](#)

【デジタルサービス局】

電波実測調査の結果の公表時期について 令和7年1月

2022年12月14日の電波実測調査の記事が紹介されていますが、調査結果がまだ公表されていないと思います。いつ頃の公表予定でしょうか。

【対応】

このたびは、御質問いただきましてありがとうございます。

以下のリンク先に掲載されているnote記事を御覧いただいた上での御質問かと存じます。記事をお読みいただき、重ねて御礼申し上げます。

Link [「電波の道」を見える化する、電波実測調査とは？～デジタルサービス推進部公式ブログ](#)

電波状況測定調査の結果は以下のリンク先にて掲載しておりますので、是非御参照ください。

Link [電波状況測定調査～デジタルサービス局ホームページ](#)

【主税局】

不動産取得税に係る軽減制度について 令和6年5月

新築住宅を取得したときに不動産取得税の軽減制度はありますか。

【説明】

以下の床面積要件を満たす新築住宅は、住宅の価格から一定額が控除されます。

	下限		上限
	一戸建の住宅	一戸建て以外の住宅	
貸家以外	50㎡以上	50㎡以上	240㎡以下
貸家	50㎡以上	40㎡以上	240㎡以下

<留意点>

- ・「一戸建て以外の住宅」とは、マンション等の区分所有住宅又はアパート等構造上独立した区画を有する住宅をいいます。
- ・現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。
- ・マンション等で共用部分がある場合、当該共用部分の床面積を専有部分の床面積割合によりあん分した床面積も含まれます。
- ・併用住宅の場合、住宅部分の床面積で判定します。

詳しくは以下のURLを御覧ください。

Link [不動産取得税の軽減制度に係る Q & A](#)

法人事業税について 令和6年7月

法人事業税に係る外形標準課税について教えてほしい。

【説明】

所得に課税される法人で次の①～③の法人が外形標準課税の対象となります。ただし、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。（地方税法第72条の2）

① 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

② 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

次の要件をすべて満たす法人

- ・ 前事業年度が外形標準課税対象法人
- ・ 事業年度末日において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・ 事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超

③ 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

次の要件をすべて満たす法人

- ・ 事業年度末日において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・ 特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・ 事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が2億円超

外形標準課税の適用要件の詳細や、対象となった場合の適用税率など、詳しくは以下のURLを参照してください。

Link [法人事業税に係る外形標準課税 概要](#)

評価証明書の申請について 令和6年7月

評価証明書を代理人が申請する方法を教えてほしい。

【説明】

納税義務者等の代理人が評価証明の申請を行うときは、「委任者（評価証明の申請権限を有する方）に対応する必要書類」に加えて、「委任を受けたことを証する書類（委任状等）」が必要になります。

また、納税義務者等と同居している御家族の方からの申請の場合も、委任状等が必要となります。申請可能な方法や、必要書類等に関する詳細は以下のURLを御覧ください。

Link [申請できる方の代理人（固定資産に関する証明等）](#)

自動車税種別割の納税確認について 令和6年11月

お客さまから預かった自動車の車検を通すため、自動車税種別割の納税の確認をしたいのですが。

【説明】

自動車税種別割については、自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問合せください（納税証明書の発行の可否について御回答いたします）。

また、自動車関連事業者の方は、車両継続検査実施可否判断システムより、車検の実施可否をウェブ上で確認することも可能です。※一般の方は御利用いただけません。

詳しくは、以下を御確認ください。

Link [車両継続検査実施可否判断システム](#)

【生活文化スポーツ局】

都歌について問合せ 令和6年5月

都歌が現在、どういう場面で使われているか知りたい。また作詞作曲者の名前も知りたい。小学校の入学時に都歌を習った。一番だけは覚えている。

【対応】

このたびはお問合せありがとうございます。東京都歌は、作詞者は原田重久氏、作曲者は加須屋博氏のもと、昭和22年に制定されました。現在、都庁入都式、都民の日の名誉都民・都功労者の顕彰式などで使用されています。東京都生活文化局ホームページから、歌詞や演奏を御確認いただけますので是非御覧ください。

Link [東京都歌・市歌](#)

(生活文化局)

犯罪お悩みなんでも相談について 令和6年8月

犯罪お悩みなんでも相談のチラシを見ましたが、これは犯罪をしそうな人の家族でなくても相談できるのでしょうか。また、相談員は何曜日にどの専門職が対応するかを教えてください。

【対応】

犯罪お悩みなんでも相談について、お問合せありがとうございます。チラシには、相談対象は、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまう御本人やその家族と記載しておりますが、それ以外の方も御相談いただくことができます。この相談窓口では、社会福祉士等の資格を持った相談員が対応しています。

Link [犯罪お悩みなんでも相談](#)



(都民安全総合対策本部)

自転車乗車用ヘルメット着用促進動画について 令和6年11月

ダンスボーカルグループ OWV を起用した、自転車ヘルメット着用の注意喚起動画を拝見しました。みまもりいぬがナビゲーションしてくれて、気軽に見ることができました。豆腐を使った実験の説得力がすごく、実際にヘルメットを購入しようと思います。ミニドラマでは「いくら注意していても事故に巻き込まれる可能性がある」ことを再認識しました。ヘルメットを軽んじていましたが、こうやって啓発していただくと新たな気付きにつながります。企画した方にお礼を言いたいです。家族にもこの動画を見せて、ヘルメットを着用してもらいます。また、今後も是非身近な啓発動画をいろいろ見てみたいです。御検討ください。

【対応】

貴重な御意見ありがとうございます。自転車用ヘルメットについては、カッコ悪い、髪型が崩れる、周りが被っていないなどの理由で被らない方も多いことから、ヘルメットの重要性を分かりやすく伝えることを目指して動画を作成しました。一人でも多くの方にヘルメットを被ってみたいと思っていただければ幸いです。今後も、動画を活用しつつ、区市町村や関係機関と連携してヘルメットの普及啓発を図っていきます。なお、本動画は現在、YouTube・東京動画に掲載のほか、区市町村イベント・ホームページ・コミュニティバスなどで放映しています。動画は下記からも御覧いただけます。

Link [【東京動画「ヘルメットOK?かぶってGO!」】](#)



(都民安全総合対策本部)

世界陸上・デフリンピックの都庁舎ライトアップについて 令和6年11月

11月に実施した都庁舎のライトアップのカラーリング（頭の色とボディの色）について、世界陸上・デフリンピックそれぞれ知りたい。また、今後も同様に、世界陸上・デフリンピックのライトアップを行う場合、情報が確認できるサイトがあれば教えてほしい。

【対応】

令和6年11月15日(金)～26日(火)にデフリンピック1年前として、また、令和6年11月17日(日)に世界陸上300日前を記念して都庁舎のライトアップを実施しました。それぞれのカラーリングですが、デフリンピックは上部を大会カラーの桜色、下部をエンブレムの赤、青、緑、黄で、世界陸上は上部を大会カラーの江戸紫、下部をワールドアスレティックス(WA)ロゴのオレンジ、ピンク、紫で点灯しました。今後のライトアップについては、実施の詳細が決まり次第、以下のホームページで情報提供する予定ですので、是非御確認ください。

Link [都庁舎内のお知らせ「都庁舎ライトアップ新着一覧」](#)

(スポーツ推進本部)

【住宅政策本部】

都営住宅の工事の騒音対策について 令和6年11月

江東区内の都営住宅で行われている工事の関係車両が、駐車禁止の場所に駐車する上、騒音が酷い。しっかり対策をして工事を進めてほしい。

【対応】

このたびは、都営住宅の工事に対し御意見をいただきありがとうございます。

都営住宅の工事の関係車両について現場で確認をしたところ、本工事の車両は全て工事敷地内で待機しており、駐車禁止の場所に駐車している車両は、本工事の関係車両ではありませんでした。しかし、いただいた御意見を踏まえ、工事施行者へ路上駐車禁止について再度周知するとともに、都営住宅の工事関係車両につきましては「現場車両票」を車両の前面窓ガラスに見えるように掲示することにより、本工事で使用している車両であることが分かるように表示することにしました。

本工事を進めていくに当たり、近隣の方々へ御迷惑をお掛けしないよう努めて参りますので、今後とも都営住宅の建設工事について、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

工事関係車両
都営住宅〇H-〇〇〇東
(△△区◇◇□丁目)工事
××建設(株)

【環境局】

保全地域のハチについて 令和6年5月

保全地域に訪問した際、遊歩道で4～5cmのハチを数匹見かけた。巣があるかもしれないので、撤去してほしい。

【対応】

現場を確認したところ、付近に巣は見当たりませんでした。遊歩道にある木から樹液が出ておりそこに集まっていると思われます。保全地域には年齢問わず多くの方が訪問されるため、安全対策として、樹液が出てきている部分にシートを貼りハチが近寄ってこないようにしました。また、付近に、「ハチ注意」の掲示を設置しました。

ハトの巣について 令和6年10月

マンションの管理会社だが、居住者からハトの巣があると連絡が入った。どのように対応したらいいのか分からないので、対応方法を教えてほしい。

【対応】

巣の中に卵、ヒナがいれば巣立ちまで待つていただくのが基本です。何もいなければ巣を撤去していただいて構いません。ハトの種類がドバトであり、ヒナがいてすぐに駆除したいようでしたら捕獲許可を持っている業者へ依頼してください。参考までに許可を持った業者を紹介します。(業者を数社紹介)

狩猟免状の発行について 令和6年11月

他県で狩猟者登録をするに当たり、狩猟免状の原本を送るように言われた。窓口で狩猟者登録用の狩猟免状の発行手続きをお願いしたいので、手続き費用と時間について教えてほしい。

【対応】

当方の窓口で狩猟者登録する猟法にあった狩猟免状を再交付します。発行する免状1枚につき1,000円の手数料がかかります。手続きにかかる時間は30分ほどです。

浄化槽の届出状況・浄化槽の埋め殺しについて 令和7年3月

浄化槽の届出状況を知りたい。また、下水道に接続したときに浄化槽を埋め殺しても大丈夫か。

【対応】

浄化槽の届出状況は個人情報に該当するため、第三者には委任状がないと答えられません。また、浄化槽廃止後の浄化槽の埋め殺しは一般的には不法投棄に当たる可能性が高いです。浄化槽を撤去することによって地盤の安全性等に問題が発生する場合にはガイドラインに従って、記録の保存や売却する場合には売却先に説明をする等お願いいたします。

【福祉局】

子育て支援へのお礼 令和6年7月

小池百合子都知事に感謝のお言葉を言いたく、思い切ってコメントさせていただいております。

2023年2月14日(バレンタインボーイとなりました)に第一子が誕生しまして、お金に困っておりましたが、東京都出産・子育て応援事業、赤ちゃんファーストに本当お世話になりました。妊娠出産含めて15万円分の給付金をいただきまして、ありがとうございました。

【取組】

このたびは、お子さまの御誕生、誠におめでとうございます。また、東京都出産・子育て応援事業についての感謝のお言葉をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

本事業では、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、これからの子育てに役立つ様々な育児用品や子育て支援サービス等を御用意しております。

今後も妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実に向けて取り組んで参ります。

親子ともに笑顔にあふれた毎日となることを心よりお祈り申し上げます。

Link [東京都出産・子育て応援事業 ～赤ちゃんファースト～](#)

物価高騰対策臨時くらし応援事業について 令和6年8月

この終わる事を知らない物価高騰の中で、生活が大変な人たちへの御配慮を心から感謝しています。いただいた商品券は、感謝しながら地元のスーパーで食料品や日用品を購入させていただきました。本当に助かりました。ありがとうございます。昨年のような現物配給もあり難かったですが、商品券だと自分が普段購入している食料品等を買う時に手持ちのお金の代わりに使えるので、私的には、有り難みが二倍でした。心から感謝いたします。

【取組】

このたびは、物価高騰対策臨時くらし応援事業につきまして、御意見をお寄せいただきありがとうございます。

東京都では、令和6年度に物価高騰の負担を和らげるため住民税非課税世帯等を対象に10,000円分の商品券等を送付することで、生活必需品の購入を支援する「物価高騰対策臨時くらし応援事業」を実施いたしました。

今後も都民の皆さまが安心して生活できるよう、様々な施策に取り組んで参ります。

居住支援特別手当事業について 令和7年2月

居住支援特別手当についてです。支給していただき、本当にありがとうございます。24歳2年目介護士です。手取り額が居住支援特別手当のおかげで増えました。税金を差し引くと、2万円全てをいただくことはできませんが、手当をいただけたらだけで普段の仕事を頑張ることができました。友人に介護職にはこのような手当があることを伝えると、とても羨ましいと言われ介護職の印象が少し変化したのではないかと思います。本当に感謝しております。これからもよろしく申し上げます。

【説明】

このたびは、居住支援特別手当事業につきまして、御意見をいただきありがとうございます。

本事業では、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等が、介護・福祉職員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に「居住支援特別手当」を支給する場合に、支給に要する経費の支援を実施しています。

今後とも、介護職の給与水準が低いことや、住宅コスト等が高いという東京の地域特性を考慮し、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護・福祉職員の処遇改善を図り、確保定着に向けた支援に取り組んで参ります。

Link [東京都居住支援特別手当ポータルサイト](#)

【保健医療局】

がん予防、早期発見の取り組みについて 令和7年2月

がんの予防や早期発見のため、東京都で取り組んでいることがあれば教えてください。

【対応】

このたびは、東京都のがん予防・早期発見のための取組につきまして、御質問をいただきありがとうございます。

東京都では、健康増進法の規定により策定した「東京都健康推進プラン21（第三次）」と、がん対策基本法の規定により策定した「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」に基づき、国が定める5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん及び乳がん）検診について、科学的根拠に基づく質の高い検診実施と受診率向上を図るため、がん検診の実施主体である区市町村に対する技術的・財政的支援や検診に従事する医師等の人材育成、都民へのがん予防・がん検診に関する正しい知識の普及啓発などに取り組んでいます。

都民への普及啓発としては、健康づくりを支援するポータルサイト「とうきょう健康ステーション」や女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」などでの情報発信、乳がん検診の重要性を発信するピンクリボンキャンペーン、大腸がんに関する知識を学ぶことができるウォーキングイベント、がん検診の受診を呼び掛ける動画の放映などを実施しております。

引き続き、がんの予防や早期発見につなげることができるよう取り組みますので、サイトなどを御覧いただきますようお願いいたします。

Link [とうきょう健康ステーション](#)

Link [TOKYO#女子けんこう部](#)

透析患者用防災の手引について 令和6年6月

以前、何かと一緒に封筒内に入っていた物だと思いましたが、「透析患者用防災の手引（要約版）」と言う紙が手元にあります（黄色い紙）。しかし、古いのか用紙の文中に東京都健康局疾病対策課ホームページで閲覧、印刷できます。とあり、保健局のページ内をいくら探しても、それらしいページはありませんでした。私の見方が間違っている可能性もあります。

もしよろしければ、手引のある場所を御教示していただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

【対応】

このたびは、「透析患者用防災の手引」につき、お問合せいただきありがとうございます。また、ホームページ上の当該資料掲載場所がを見つけにくく、御不便をお掛けし申し訳ございません。

透析患者の方の災害時の対応については、「災害時の透析医療」のページにまとめて掲載しています。ページ内には、透析医療機関向けに「災害時における透析医療活動マニュアル」を掲載しております。『透析患者用マニュアル（防災の手引）』は当該マニュアルの一部（第3章）です。この手引は透析医療機関向けの内容ですが、患者さんにも分かりやすい内容になっておりますので、お役立ていただけますと幸いです。

その他にも、透析患者の方が災害時に備えて日頃から携行できる『災害時透析患者カード』等、災害時の参考になる情報を同ホームページで公開しておりますので、併せて御活用いただければと思います。

Link [透析患者用マニュアル（防災の手引）](#)

Link [災害時透析患者カード](#)

Link [災害時の透析医療](#)

【産業労働局】

外国人観光客のマナーについて 令和6年4月

外国人観光客と思われると人のマナーが悪いと思います。道路の歩き方や住宅地にある公園などで夜間も大声で騒ぐなど住民の生活に影響があることはやめるように啓発するなどの対策も講じていただきたいと思います。

【対応】

このたびは、外国人観光客のマナーについて御意見をいただき、ありがとうございます。

産業労働局では、外国人旅行者向けに日本の習慣・マナー等を紹介するパンフレット「HOW TO ENJOY TOKYO!」を作成し、東京観光情報センター等を通じて配布するとともに、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」でも周知しています。

また、令和6年5月より、旅行者に対して滞在中のマナーや習慣の理解を促す「東京での快適な旅の過ごし方キャンペーン」を実施しており、駅や空港、観光施設等にポスターを掲出するとともに、東京都観光ボランティア等による旅行者へのステッカー配布も行っています。

今後も、訪都旅行者に旅のマナーや日本の習慣を御理解いただけるよう努めて参ります。

Link [多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者への対応](#)

Link [“How to Enjoy Tokyo!” Manners & Customs Handbook](#)

新たな観光スポット等の案内について 令和6年5月

少子化などが進む状況で賃上げを実現するには、インバウンド向けの施策は重要である。現在、多くの人の目が向いていない場所にも新スポットを発掘するなどして、そこに観光客を誘導する等、にぎわいを創出する取組に一層力を入れてほしい。

【説明】

このたびは、新たな観光スポット等の案内について御意見いただきありがとうございます。

産業労働局では、地域の観光資源の発掘や磨き上げの取組を支援するとともに、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」で東京の様々な観光スポットや催し物の情報など東京の観光の魅力を幅広く発信しております。

今後も、旅行者の更なる誘客に向けて、魅力の磨き上げや発信に取り組んで参ります。

Link [東京の観光公式サイトGO TOKYO](#)

【中央卸売市場】

豊洲市場の空調について 令和6年5月

先日豊洲市場に食事に行きましたが、お昼時で混雑しているにもかかわらず廊下の空調が効いておりませんでした。食事は美味しかったのですが、これからどんどん暑くなるので対処をお願いします。

【取組】

豊洲市場の室内空調は、春や秋などの中間期は外気を取り入れた換気のみを行い、夏期は冷房運転を行うことを通例としております。御意見を頂戴した翌日以降、室温が28℃を断続的に超えた日が続いたことから冷房運転を行っております。今後とも、夏のライフスタイル実践や御来場者さまの声等を踏まえまして、適切に空調管理をして参ります。

喫煙マナーについて 令和6年7月

食肉市場の向かいのマンションに住んでいるのですが、マンション脇の自動販売機前で、食肉市場に出入りする人が煙草を吸っていました。都職員なのか、業界関係者なのかは分かりませんが、都から注意喚起してもらえませんか。

【対応】

このたびは食肉市場関係者の喫煙により御迷惑をお掛けし申し訳ございません。場外での喫煙マナーの徹底を図るよう通知文書を作成の上、港区作成の「みなとタバコルール」のリーフレットとともに、業界団体宛てに配付し、業界関係者に周知徹底するように依頼いたしました。また、都職員に対しても同様の通知文書及びリーフレットを周知し、喫煙ルールを順守するよう注意喚起を行いました。

市場まつりの開催予定について 令和6年9月

今年度の市場まつりの開催予定を知りたい。

【説明】

このたびはお問合せいただき、ありがとうございます。

令和6年度は、10月から11月にかけて、豊洲市場、食肉市場、豊島市場、淀橋市場、板橋市場、世田谷市場、北足立市場、葛西市場の8市場で市場まつりを開催いたしました。

詳細は、中央卸売市場ホームページを御確認ください。

Link [令和6年度市場まつりの開催について](#)

初市のマグロの取引情報について 令和7年1月

初市のマグロの値段等の情報を知りたい。

【説明】

このたびはお問合せいただき、ありがとうございます。

令和7年の豊洲市場初市におけるマグロの取引情報については、中央卸売市場ホームページを御確認ください。

Link [初市の概況（豊洲市場）](#)

【建設局】

歩道橋表示板の補修について 令和6年4月

先日、歩道橋の点字シートがめくれているので、補修をお願いしました。何日かして、黄色と黒のテープで補修してあったものの、まだ不安定で危なっかしかったのですが、今日見ると、しっかりと点字シートが歩道橋に固定されていました。ありがとうございました。

【対応】

日頃より建設局事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。
また、このたびは、御礼のお言葉をお寄せいただき、ありがとうございました。
今後も、都道の適切な維持管理に努めて参ります。

防護柵設置の要望について 令和6年6月

日々、都民の為に御仕事していただきありがとうございます。
以前、目白通りにある交差点の防護柵が、交通量、通行人数がかなり多い割に心許ない防護柵で、車が突入するのではないかと不安に思うので、一度現場を見て対策を検討していただきたい旨、メールをいたしました。
現在、防護柵が新しいものになり、その他安全のための大きな反射板の設置等、施策を講じてくださっていることに気付きました。本当にありがとうございました。心より感謝いたします。
これからもどうぞよろしくお願いいたします。

【対応】

日頃より建設局事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。
また、このたびは、御礼のお言葉をお寄せいただき、ありがとうございました。
建設局では、都道の不具合などの把握に努め、順次、維持補修を行っております。御連絡をいただき、現地確認を行い、安全で円滑な交通を確保するため、防護柵設置工事を実施いたしました。
今後とも、都道の適切な維持管理に努めて参ります。

道路舗装工事について 令和6年6月

関戸橋手前で先日行われた舗装工事のおかげで、路面の状態が良くなりました。また、白線表示も新しくなったことで、夜間でも非常に運転しやすくなりました。皆さんのおかげで、毎日無事に車を走らせることができています。いつもありがとうございます。

【対応】

日頃より建設局事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。
また、このたびは、御礼のお言葉をお寄せいただき、ありがとうございました。
今後も、都道の適切な維持管理に努めて参ります。

注意喚起の張り紙の設置について 令和7年1月

河川区域内でカラスに餌を与えている人がいるので、注意喚起の貼り紙をできないか相談したところ、早急に貼り紙を設置していただきました。ありがとうございました。

【対応】

日頃より建設局事業に御理解・御協力いただきありがとうございます。
また、このたびは、御礼のお言葉をお寄せいただき、ありがとうございました。
御連絡をいただき、速やかに現地確認を行い、河川環境を適切に維持するため、河川管理者として注意喚起の貼り紙を設置いたしました。
今後も、河川の適切な維持管理に努めて参ります。

【港湾局】

海の森公園へのアクセスについて 令和6年4月

海の森公園へ行くには自家用車でも行けますでしょうか。
シャトルバスのみアクセスですか。
また、トイレはありますか。

【対応】

海の森公園は令和7年3月にグランドオープン時に駐車場も御利用できるようになっており、自家用車でも御来場いただけます。
その他の方法として、東京レポート駅前発のバスやタクシー、新木場発の無料シャトルバスがあります。徒歩・自転車については、若洲方面より東京ゲートブリッジを徒歩で渡ることができます。（自転車は押して通行してください。）
詳細はホームページに載っていますので、御確認ください。

トイレの設備も整えております。

Link [海の森公園 アクセス](#)

海上公園での撮影手続き 令和6年9月

海上公園で撮影を行うための手続きを教えてください。

【対応】

海上公園での撮影の許可申請は、各公園の管理事務所で受け付けております。
管理事務所の問合せ先は、港湾局ホームページを御参照ください。

Link [各公園問合せ先（撮影に関する問合せも含む）](#)

神津島でのドローン撮影について 令和7年1月

4月に神津島に登山と観光に出かける予定です。
天上山や多幸湾では、ドローンで空撮もしたいと考えています。
神津島の観光協会に確認したところ、特に飛行制限はないとのことでした。
港湾局として、神津島の海岸・山地での制限があるか、教えていただけないでしょうか？

【対応】

天上山や多幸湾の近辺であれば、空港周辺における建物等設置の制限（制限表面）に抵触しませんので、港湾局空港施設管理者としての制限等はございません。

無人航空機の飛行予定範囲が空港の制限表面に抵触する場合、事前に神津島港湾空港管理事務所の了解を得る必要があります。

（なお、神津島空港では、制限表面における無人航空機の私的な飛行は原則として認めておりません。）

東京みなと丸の運航について 令和7年2月

東京みなと丸はいつ運航再開するのか。

【対応】

令和7年度の東京みなと丸の運航は、3月11日より再開しておりますが、8月は、夏休み期間の運航として、1日3便運航しております。

詳細は、港湾局ホームページを御参照ください。

【東京消防庁】

Live119の仕組みについて 令和6年6月

ニュースを見てLive119のことを知りました。どのような仕組みなのか教えてください。

【説明】

119番通報の内容により管制員が口頭指導が必要と判断した場合に、通報者のスマートフォンにショートメールを送信します。スマートフォンをスピーカー設定にした上で、ショートメールを開き、URLをタップするとLive119が起動し、管制員は、送られてきた映像を見ながら応急手当の方法を指導したり、応急手当のやり方が分かる動画を通報者に送信することができます。

なお、Live119はスマートフォンから通報した場合にのみ使用できるものですが、Live119が使用できない場合でも、音声での口頭指導は可能です。

Link [映像を活用した口頭指導 \(Live119\)](#)

住宅用消火器の設置について 令和6年8月

自宅に消火器を設置しようと思います。どの消火器を買えばいいですか？

【説明】

住宅用消火器として、一般住宅向きの小型で軽量の「住宅用消火器」や、比較的初期段階の火災に対応しているスプレー式の「エアゾール式簡易消火具」がございます。ホームセンター、防火設備取扱店やインターネットショッピングで購入が可能です。購入する際は、適応火災の種別を御確認ください。

Link [持っていますか？マイ消火器](#)

Link [備えて安心！わが家の防火対策](#)

ポンプ隊と救急隊の連携について 令和6年11月

救急車を呼んだら消防車と救急車が来ました。火災ではないのになぜ消防車が来たのでしょうか。

【説明】

“PA連携”と呼ばれる活動で、心肺停止状態等の重症と考えられる傷病者に対して高度な救命処置を行う場合や、階段・通路などの状況により傷病者の搬送が困難である場合など、救急隊だけでは対応が困難な事態に備えるため、通報内容から消防隊が必要と判断した場合は、救急車に加えてポンプ車などの消防車を出場させ、救急隊と消防隊が連携した救急活動を行うものです。

※“PA連携”…ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の頭文字をとったもの

Link [ポンプ隊と救急隊の連携による救護活動（PA連携）](#)

家具類の転倒・落下・移動防止対策について 令和7年3月

「家具転対策を実施しましょう」という記事を見かけました。具体的にはどのような対策をすればいいのでしょうか。

【説明】

努めて生活空間に家具類を置かないよう収納することから始め、地震時に室内の家具類が転倒・落下・移動してもケガや避難障害の原因となりにくい配置をした上で、家具ごとに適した器具で固定してください。

器具や取り付け方についてイラスト付きで紹介しております。もしよろしければ御覧になってください。

Link [家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック](#)

Link [家具類の転倒・落下・移動防止対策ホームページ](#)

【交通局】

バス停のベンチが壊れていて不便だ 令和6年4月

いつも都バスにお世話になっております。麻布十番駅のバス停のベンチがずっと壊れたままで不便です。直していただけますと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

【対応】

御指摘のとおり、当該バス停については、ベンチの経年劣化が進んでいたため、修繕工事を実施しました。

(改善前)



(改善後)



エスカレーターに乗る長い列が通行の妨げになっている 令和6年6月

巣鴨駅で4号車の一番後方の扉から降りて、改札方面のエスカレーターへ向かうと、ラッシュ時間帯は、反対側のホームに電車待ちの列ができています。

エスカレーターの乗り場付近に長い列ができていて、通行の妨げになっています。柱にそれとなく注意喚起の表示がされていますが、褪せていて目立たないです。床に表示をすとか駅員の方はちょうどその付近にいるので声掛けするなどしていただきたい。特に学生が多く、携帯を操作していてどうともしません。

降車駅の階段に近いところに並びたい気持ちは分かりますが、朝の通勤時間帯だけでいいので対策を講じてください。

【対応】

御指摘のとおり、巣鴨駅ではホーム中央付近に改札階に向かう上りエスカレーターがありますが、付近に2番線ホームの乗降口があるため、乗車するために並んでいるお客様とエスカレーターを御利用になるお客様との動線が重なることがあります。

このため、エスカレーター付近にお客様が滞留しないよう、既存の文字だけの注意喚起文に加え、写真で混雑箇所を示した分かりやすいポスターを付近の丸柱に新たに掲出しました。

<改善後>



整列乗車の掲示について 令和6年11月

「門前仲駅のホームに3列乗車のご協力をお願いします。ラッシュ時間（7:30～9:00）」のように書いてあります。7時くらいに3列の真ん中に並んだところ、隣の人に「3列は7時半からです」と注意されました。

後から良く表記を見たのですが、時間帯はラッシュ時間が書いてあるだけですよね。3列乗車は、常に推奨の認識で合っていますでしょうか。

将来的にでも解釈が分かれるような紛らわしい表記は避けるように改善をお願いしたいです。

【対応】

御指摘のとおり、これまでの表記はラッシュ時間帯だけではなく、常に3列乗車をお願いしていると解釈されてしまう可能性がありました。

このため、「ラッシュ時間帯（平日7:30～9:00）は3列乗車のご協力をお願いします。」と変更しました。なお、この変更に合わせて、これまで「7時30分～9時00分」としていた時間表記も、他の案内表記と統一させるため「平日7:30～9:00」に変更しています。

<改善前>



<改善後>



【水道局】

東京都水道局アプリについて 令和6年4月

口座振替であったのに振替できないと東京都水道局アプリ内に請求書が来ている。一時使用で以前と同名義であれば口座も継続できるようにしてほしい。

【取組】

従来、東京都水道局アプリでは、水道の一時使用（開始と中止を繰り返されるケース）においては、前回使用時に御登録いただいた口座情報を引き継がず、都度、アプリ内への電子請求とする仕様としておりました。

その後、一時使用においても、過去の支払方法（口座等）を引き継ぎたいとの御要望が寄せられたことから、過去にアプリ登録があるなど、一定条件下においては、支払方法を引き継げるよう、令和6年11月に機能改善を行いました。

引き続き、お客さまから寄せられる御意見に丁寧に対応し、誰もが使いやすいアプリの実現を目指してまいります。

私道内水道管布設承諾書について 令和6年10月

本日（10/5）、〇〇（株）の方が私道内の水道管の交換工事をするので私道内水道管布設承諾書というものを持ってきて、署名と実印を求めてきました。詐欺の可能性を考えたため、一度引き取っていただき、水道局に電話をして承諾書は水道局のもので間違いはないということを教えていただいたのですが、問合せしなくても済むように工事連絡を事前にいただきたいです。（水道局のホームページでも工事情報を確認したのですが記載はありませんでした。）

また、実印を押印するというのに抵抗を覚えたのですが、実印である必要があるのでしょうか？他の地域ですと、実印を廃止したというところもある模様です。

【対応】

私道内の工事は、地権者等の承諾がないと工事に着手できないため、事前に水道局のホームページに工事情報を記載したり、事前連絡の後に伺うことが難しいです。

そこで、地権者の皆さまへ配布するリーフレットを見直し、本局事業を説明している水道局ホームページがすぐに表示できるQRコードを掲載し、お客さまが問合せをしなくても水道局の事業であることが分かるようにいたしました。

また、押印については実印の指定はしておりません。認印でもサインでも結構です。今後、本件のように誤った説明をしないよう、工事受注者へ周知徹底いたします。

工事のお知らせの配布について 令和6年9月

深夜12:00、突如水が止まりました。止栓は異常なし、トイレタンクの水がない、キッチンやお風呂場の水が出ません。深夜なので相談もできず、本当に困っております。自分は水道代の未払いは今まで行ったことがなく、自宅の郵便受けにも給水停止の通知はありませんでした。お手数お掛けしますが、水道局の方で自分がなぜ給水を止められたか調べてほしいです。

【取組】

当日は、当該地域において、水道管の漏水を確認するための漏水調査作業を実施するため、一時的に断水を行ったことによるものです。

通常、断水を伴う作業を実施する際は、作業日の1週間前に各戸ポストに「断水のお知らせ」を投函し、断水となる区域のお客さまへ事前にお伝えしておりますが、このたびは断水の御連絡が行き届いておりませんでした。お客さまに御不便、御迷惑をお掛けしたことをおわび申し上げます。今後は、同様な事案を発生させないよう、お客さまに「断水のお知らせ」を配布する際は、複数人で断水範囲（配布範囲）の確認を行い、配布漏れが生じないように注意をします。

【下水道局】

マンホールの音について 令和6年6月

自宅前の公道にあるマンホールが、夜中にガタガタをうるさく、対応してほしい。昨日、工事で開けたのか、それ以降、自宅前の公道にあるマンホールがガタガタうるさい。日中・夜間も交通量があるため、対応をしてほしい。

【対応】

現地を調査した結果、マンホールの蓋がわずかに浮いていたため、ガタツキを解消する対応を行いました。

その後、現地でお客さまに御確認していただき、御了承いただきました。

下水道に流したものについて 令和6年7月

自宅で荷物の整理をしていた所、脱衣所の流しに劣化したバッグの破片（ナイロンにビニールコーティングをした物）が散乱してしまい、その破片の処理をせずに流してしまったが、下水道の機能に影響するか。

【説明】

お問合せいただいた、劣化したバッグの破片などの水に溶けにくいものを大量に流した場合、排水管のつまりの原因になります。

流した箇所の排水が流れにくい場合は、建物内で詰まっている可能性がありますので、まずは建物の管理会社に御連絡いただき、つまりを解消していただければと思います。

建物の管理会社で修理業者の情報を知りたい場合は、総合設備メンテナンスセンター（0120-85-0195）に御相談ください。御相談いただき業者をお選びいただくことができます。

なお、建物内の排水設備の清掃はお客様の御負担になります。

また、排出物（水質）については、工場など事業場とは違い一般家庭は、排出物（水質）について規制を設けておりませんので、罰則などはございませんが、前述の劣化したバッグの破片などの水に溶けにくいものを大量に流すと、公共下水道に詰まりなどを発生する可能性がありますので、お気を付けいただきますようお願いいたします。

臭気について 令和6年12月

ビル前の歩道にあるマンホールから臭気がするので、調査してほしい。

【対応】

現地を調査した結果、到着時に少し臭気があり、マンホール2箇所でガス検知器による確認を行いました。異常はありませんでした。

下水道本管の洗浄を行い、お客様に調査内容を御説明し、御了承いただきました。

臭気について 令和7年3月

不動産業を営む者だが、顧客から取り扱う物件で臭気がするとの連絡を受けたため、確認してもらいたい。

【対応】

お客様立ち合いの上、現地調査したところ臭気は感じられず、当局施設に異常は確認できませんでした。

私有地内であると、下水道局では対応できない事を御説明の上、総合設備メンテナンスセンターを紹介し、御了承いただきました。

総合設備メンテナンスセンターは、東京都指定排水設備工事事業者の協同組合が運営する排水設備等の修繕受付センターで、区部の宅地内排水設備に関する有料修繕を取り扱っています。

<総合設備メンテナンスセンター>

受付時間 24時間365日受付

電話番号 0120-850-195（フリーダイヤル）

03-3585-0195（携帯・PHS）

【教育庁】

都立学校の部活動等による騒音 令和6年5月

都立学校の近隣に住んでいる。授業や部活動でグラウンドを使用している際の、叫び声等の騒音が酷い。また、体育祭の準備のために音響のチェック等を行っていることから、騒音が生じている。学校へ電話を入れたが改善されない。

せめてグラウンドの校舎側のスペースで活動してもらえるだけで、少しは音が緩和されると思うのだが、校舎側ではなくいつも民家のある道路側で活動しており非常にうるさい。何かしらの対策を行ってほしい。

【対応】

当該校で調査したところ、校庭を使用している部活動は4部あり、その中の生徒が住宅側の校庭で声出しをしていたこと、また、体育祭に向けて授業時間や早朝に練習していたことが分かりました。

御指摘を受けて、当該校では当該部活動の生徒へ、住宅から離れた校庭の中央付近で活動するとともに、過度な声出しや大きな音が出る活動を控えるよう指導しました。また、体育祭等の学校行事の準備期間では過度に大きな音を生じさせないように指導しました。

さらに今後は、近隣住民の方々から騒音に関して御指摘があった際は、その場で校内巡回するなどして御迷惑になっていないか確認することといたしました。

都立学校の樹木の落葉 令和6年8月

都立学校の近隣に住んでいる。学校敷地内の落ち葉や折れた枝木が毎日のように自宅敷地内へ落ちてくる。特に落ち葉の多い時期は酷く、敷地内のコンクリートに色がついてしまうこともある。対策をしてほしい。

【対応】

当該校にて確認したところ、学校敷地内にフェンスで囲われた自然林があり、申出者の方の居宅地は自然林の真横に位置していると思われることが分かりました。当該校ではこれまでも、フェンス際の落ち葉の清掃を特に気にかけており、住宅地付近へ落下している枝があれば清掃するようにしておりましたが、今回の御指摘を受けまして、フェンス際の樹木について、緊急で9月下旬に剪定を実施いたしました。

都立学校教員の喫煙 令和6年10月

都立学校の近くに住んでいる。学校の裏門の外の公道でよく教員が煙草を吸っているのを見かける。

門の外は公道なので、区市町村の条例違反になるのではないか。また、煙草を吸ってみたいと思ってしまう生徒も出てくるかもしれない。

近隣の住民にとって迷惑であるし、教育の時間内に煙草を吸うのはどうかと思う。

【対応】

御指摘を受け、当該校で調査を実施したところ、同校教職員4名が休憩時間に同校裏門の外で喫煙していることが判明しました。同校周辺は喫煙禁止エリアではないものの、管理職から同4名に対して、正門及び裏門付近での喫煙を控えるよう指導いたしました。また、企画調整会議において、管理職が苦情内容を共有した上で、喫煙の習慣がある教職員に対しても個別に指導をいたしました。

都立学校生徒の公共マナー 令和7年1月

都立学校の近隣の駅を利用している。通学のために生徒が当該駅を利用しているようだが、駅構内に座り込む、広がって歩く等、他の利用者の通行の妨げとなっている。

生徒指導について、徹底した改善を望む。

【対応】

御指摘を受けまして、当該校では3日間のマナーキャンペーンを設定し、全教職員が分散し、御指摘のあった駅から同校までの通学路での登校指導を行いました。

また、全校集会を行い、生徒に対して登下校時のマナーについて指導いたしました。

さらに、校内放送にて、全校生徒に向けて同駅構内や同駅から同校までの通学路及び公共の場等でのマナーについて、随時注意喚起を行うこととしました。今後も、定期的な巡回指導を行うとともに、必要に応じて生徒への個別指導を行って参ります。

選挙運動への妨害行為について 令和6年4月

衆議院補欠選挙が始まり、お忙しい中日々活動いただきありがとうございます。
さて、立候補中の〇〇ですが、御承知の通り、他候補への妨害が常軌を逸しています。

私たち都民には、演説を聞く権利があるはずですが、

それを日々侵害されて、大変不愉快に感じております。

選挙管理委員会の皆さまから何かしていただくことができるのであれば、対策をお願いいたします。

立候補者にも自由があるでしょうが、我々有権者にも自由と権利があります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【取組】

公職選挙法第225条において選挙の自由妨害罪が定められていることを、選挙管理委員会事務局が所管するSNS (X) において周知することとしました。

また、以下のようなリーフレットを作成し、東京都知事選挙の書類配付時に立候補予定者に対し手渡すとともに、都選管ホームページへも掲載し、周知を図りました。

Link [東京都選挙管理委員会事務局](#) X

選挙運動の妨害は禁止されています

<ご注意ください!!>

- 公職選挙法は、選挙の自由と公正を確保するため、**街頭演説等の選挙運動を妨害することを禁止しています。(第225条)**
- 下記事例のような行為は、公選法及びその他法令等に抵触またはそのおそれがありますので、ご注意ください。

①暴行や不法な威力による妨害

②演説の継続や聴取を困難とする妨害

第二百二十五条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に處する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわしたとき。

二 交通若しくは集合の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をなして選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

有権者や候補者の皆さんにとって、安全・安心な演説の場が確保されるよう、ご協力をお願いいたします。

東京都選挙管理委員会

選挙における街頭演説には以下のルールがあります

公職の候補者は、選挙運動期間中に一定の制限のもとで選挙運動のための街頭演説が認められています。

○街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限り行うことができます。
(公職選挙法第164条の6)

○街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、必ず立ち止まって行わなければならない。歩行しながら、又は自動車や自転車で走行しながら演説することはできません。
(公職選挙法第164条の5)

○街頭演説に従事する選挙運動員等は、15人(候補者を除く。)に限られ、選挙管理委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。
(公職選挙法第164条の7)

○なお、候補者本人がその場になくても実施できます。

○街頭演説の場所では、ポスター、立札、看板などを掲示することはできません。ただし、街頭演説の場所に停車した選挙運動用自動車にポスター、立札、看板などを取り付けることができます。
(公職選挙法第143条)

○国政選挙及び東京都知事選挙では、選挙管理委員会が交付する個人演説会看板表示物を付けた看板類を掲示することができます。のぼりの形状でも差し支えありません。
(公職選挙法第164条の2)

○街頭演説の場所では、候補者の選挙運動ピラを頒布できます。
(公職選挙法第142条)

○街頭演説の場所で拡声機を使用して演説ができます。ただし、選挙運動用自動車で拡声機を使用している場合は、同時に使用することはできません。
(公職選挙法第141条)

○街頭演説を行う場合は、学校、病院、診療所、その他の療養施設などの周辺では、静穏保持に努めなければなりません。また、長時間にわたって同じ場所にとどまって演説することのないように努めなければなりません。
(公職選挙法第164条の6)

選挙ポスターにおける品位保持について 令和6年7月

委員会では開示される前にポスターの審査をしていないのでしょうか。

今回の件は、該当のポスターが貼られた後の対応であり、小学校付近に選挙看板が多いことから、一定数の子供たちが見た可能性があります。

選挙Q&Aで、ポスターのルールを確認したのですが、倫理観がないポスターを禁止するようなルールが見当たりませんでした。

また公職選挙法を調べたのですが、該当する条項は見つけることができませんでした。

今回の件を踏まえて、公職選挙法がポスターの条件に追加することや、委員会の審査などのステップを追加していただくこと、違反者にはペナルティを御検討いただけないでしょうか。

よろしく願いいたします。

【取組】

法令上ポスターの審査を定めたものではありませんが、令和7年5月に公職選挙法が改正され、選挙ポスターの品位保持や、宣伝をした場合の罰則が定められました。これに伴い、選挙管理委員会事務局では直ちにリーフレットを作成し、東京都議会議員選挙の立候補者説明会等の場で配付するとともにホームページにも掲載することで周知を図りました。

[Link](#) [ポスターの品位保持等に関する義務](#)

ポスター掲示場に掲示する ポスターの品位保持等に関する 義務が新設されました

- ポスター掲示場に掲示するポスターには、**その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載**しなければなりません。
- ポスター掲示場に掲示される**ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはいけません。**

※品位を損なう内容
他人や他の政党や政治団体の名誉を傷つける、善良な風俗を害する、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする 等

- ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処せられます。



選挙の適正な実施が確保されるよう、ご協力をお願いいたします。
東京都選挙管理委員会

公職選挙法の一部を改正する法律 (令和7年4月2日公布 令和7年法律第19号)

1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。
(第144条の4の2関係)

2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処する。
(第235条の3第2項関係)

3 施行期日等

- (1) この法律は、令和7年5月2日から施行
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による

東京都選挙管理委員会事務局 選挙課
☎ 03-5000-7259

